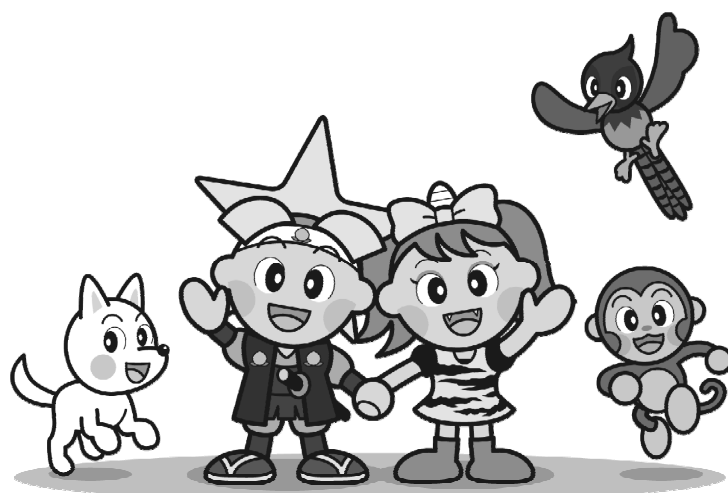


第2次岡山県スポーツ推進計画



岡山県マスコット「ももっち・うらっちと仲間たち」

令和5(2023)年3月

岡山県



「スポーツ立県おかやま」の発展に向けて ～誰もがともに「する」「みる」「ささえる」 スポーツで明るい笑顔の生き活き岡山～

スポーツは、世界共通の人類の文化の一つです。心身の健全な発達、健康や体力の保持増進、精神的な充足感を得ることだけにとどまらず、地域の一体感や活力の醸成などにも寄与するものです。

県内を拠点に活動するトップクラブチームの活躍、おかやまマラソンの開催、東京オリンピック・パラリンピックなどを経て、実際に体を動かすことに加え、観戦・応援や運営ボランティアなどスポーツへの様々な関わり方が私たちの中に定着してきました。また、本県ゆかりのアスリートの世界や全国の舞台でのめざましい活躍は、競技スポーツに対する関心と応援機運を高め、社会全体の活力を生み出すことにつながっています。

さらに、令和7(2025)年には、西日本で初となる第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)・アイスホッケー競技会が本県で開催され、冬季スポーツの一層の盛り上がりも期待されているところです。

本県のスポーツ推進施策については、「岡山県スポーツ推進計画」(平成25(2013)年度～令和4(2022)年度)に基づき、総合的かつ計画的に推進してまいりましたが、これまでの取り組みの成果や、スポーツを取り巻く社会環境の変化などを踏まえ、このたび「第2次岡山県スポーツ推進計画」を策定しました。

誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツで明るい笑顔の生き活き岡山となるために、さまざまな立場の皆さまとともに全力で取り組んでまいりますので、さらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました岡山県スポーツ推進審議会委員をはじめ多くの皆さま方に厚くお礼申し上げます。

令和5(2023)年3月

岡山県知事 伊原木 隆太

目 次

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1

第2章 スポーツの現状

1 スポーツを取り巻く社会の変化	3
2 スポーツの意義	4
3 スポーツ推進計画（改訂版）の進捗状況	4

第3章 岡山県が目指す姿

1 目標	9
2 施策体系	9
3 数値目標	12

第4章 基本施策

I 多様な主体におけるライフステージに応じた運動・スポーツ活動の機会創出

1 子ども・若者の運動・スポーツ活動の推進	15
2 働く世代・子育て世代、高齢者の運動・スポーツ活動の推進	18
3 学校における体育・スポーツ活動の充実	19
4 障害のある人の運動・スポーツ活動の推進	24

II アスリートの育成と持続可能な指導・支援システムの構築

1 アスリートの育成・強化	26
2 アスリート育成パスウェイの構築	27
3 指導者の育成・資質向上	28
4 障害者アスリートの育成と支援体制の構築	30
5 アスリートの安全・安心の確保	30

III スポーツを通じたともに生き豊かさが実感できる地域の創造

1 地域と連携した運動・スポーツ活動の推進による共生社会の実現	33
2 大規模スポーツイベント、合宿等を通じた地域活性化	34
3 トップクラブチームを核とした地域活性化	35
4 第79回国民スポーツ大会冬季大会の開催	36

IV スポーツ環境の整備

1 指導者・ボランティアなど多様な人材の育成、活躍の場の創出	38
2 スポーツ施設の機能の充実と活用の促進	40
3 スポーツ界におけるDXの推進	42
4 誰もがスポーツに気軽に親しめる情報発信	43

第5章 計画の進め方

1 「スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える」取組への参加に向けて	45
2 進捗状況の管理	46

資料編	47
-----	----

1 策定の趣旨

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、すべての県民がスポーツを通じて明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」実現のためには、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、誰もが「スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える」ことができる取組が必要です。

本県では、平成16（2004）年に「岡山県スポーツ振興基本計画」を、平成24（2012）年に「岡山県スポーツ推進条例」の制定及び「スポーツ立県おかやま」宣言を行うとともに、平成25（2013）年に「岡山県スポーツ推進計画」を策定（平成30（2018）年改訂）し、各種施策を推進してきました。

この間、人口減少・長寿社会の到来や、様々な技術革新の急速な広がり等によるライフスタイルの変化、新型コロナウイルス感染症による影響からの回復、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「スポーツ・レガシー」の継承・発展など、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化し、令和4（2022）年に国の「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

このような社会の変化と、令和3（2021）年3月に策定した本県の総合的な計画である「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」を踏まえ、スポーツを通じた人づくり、健康づくり、地域づくりの輪が広がり、夢、勇気、感動を創出できる「スポーツ立県おかやま」の発展に向けて、各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため、「第2次岡山県スポーツ推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

スポーツ基本法第10条に規定された地方スポーツ推進計画であるとともに、岡山県スポーツ推進条例第7条に規定する本県のスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。

また、本県の総合的な計画である「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」に掲げる重点戦略（Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造）を推進するための個別事業計画でもあります。

3 計画の期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間。

(参考)「岡山県スポーツ推進計画」と関連計画等

年 度	岡山県		
	条例等	計 画	総合計画
S36 (1961)			
H12 (2000)			
H16 (2004)			
H22 (2010)			
H23 (2011)	岡山県スポーツ振興基本計画		
H24 (2012)	岡山県スポーツ推進条例 「スポーツ立県おかやま」宣言		第3次おかやま夢づくりプラン
H25 (2013)	岡山県スポーツ推進計画		
H26 (2014)			
H27 (2015)			
H28 (2016)			
H29 (2017)			
H30 (2018)	岡山県スポーツ推進計画(改訂版)		新晴れの国おかやま生き生きプラン
R1 (2019)			
R2 (2020)			
R3 (2021)	第2次岡山県スポーツ推進計画		第3次晴れの国おかやま生き生きプラン
R4 (2022)			
R5 (2023)	第2次岡山県スポーツ推進計画		
R6 (2024)			
R7 (2025)			
R8 (2026)			
R9 (2027)			

国	
法律等	計 画
スポーツ振興法	スポーツ振興基本計画
スポーツ立国戦略	
スポーツ基本法	
	スポーツ基本計画
スポーツ庁設立	第2期スポーツ基本計画
	第3期スポーツ基本計画

1 スポーツを取り巻く社会の変化

(1) 人口減少・長寿社会の到来

- 日本の総人口は平成20（2008）年をピークに減少局面に入って10数年が経過し、小学生児童数に加え、中学生生徒数の減少が加速化するなど少子化が進行しています。
- 本県の人口は、平成17（2005）年の約196万人をピークに減少が続いており、将来人口は、年間の減少数が2030年代には1万人を超え、令和27（2045）年には、約162万人まで減少すると推計されています。
- 県内市町村の令和27（2045）年の将来人口は、7割を超える市町村において、年少人口と生産年齢人口に加えて、高齢者人口も減少する「人口急減」の段階となる見込みです。
- さらに、令和22（2040）年の高齢化率は34.9%となり、その後も人口減少とともに高齢化率は上昇し、令和27（2045）年には36.0%、県内市町村の約6割で40%を超えると推計されています。
- これらは、スポーツに参画する者やそれを支える担い手の不足、学校部活動や地域におけるスポーツ環境の維持の困難さにつながっています。
- いくつになってもスポーツに親しめるよう、あらゆる世代のための運動・スポーツ機会の創出がより一層求められます。

(2) ライフスタイルの変化

- 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く未来社会を指すSociety 5.0時代が到来し、AI、ビッグデータ、IoTなど先端技術の活用を通じて、人々の働き方や生活様式等のライフスタイルも大きく変わろうとしています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期の移動制限の影響も受け、デジタル環境・データ環境の整備が急速に進展し、デジタル技術を活用した「する」「みる」スポーツへの需要が高まるとともに、「ささえる」スポーツとして、教える分野における教授法の改革等も進展しつつあります。
- テレワークの普及を始めとする働き方改革は生活時間の使い方に変化を生もうとしており、これまでスポーツを楽しむ時間がとれなかった働く世代・子育て世代が、毎日の生活の中でスポーツに親しめる好機と捉えることもできます。

(3) 新型コロナウイルス感染症による影響からの回復

- 令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ活動も制限され、体力の低下やストレスの増加といった心身の健康保持への悪影響等のほか、大会やスポーツを核にした交流イベント等も中止となり、閉塞感がまん延しました。
- 一方、スポーツが日々の生活や社会に活力を与えるなど優れた効果を及ぼす重要な価値を持っていることを改めて示すことともなりました。

- 新型コロナウイルス感染症の収束等については先行きが不透明であり、確実な見通しを持つことは困難なものの、ポストコロナの「新たな日常」を見据え、どのような状況であっても県民が「する」「みる」「ささえる」スポーツに親しみ、楽しむことができるようなスポーツ環境につながる取組を進める必要があります。

(4) 東京オリンピック・パラリンピック「スポーツ・レガシー」の継承・発展

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が1年延期された東京オリンピック・パラリンピックは、大部分の競技を無観客として令和3（2021）年に開催され、スポーツの人々の心を動かす力や楽しさを再認識するとともに、スポーツが今後の社会の活性化等に寄与する価値を改めて見いだすことができました。
- 「多様性と調和」を基本的なコンセプトのひとつとして、いわゆる「オリ・パラ一体」を目指した東京オリンピック・パラリンピックを通じ、あらゆる面での違いを受け入れて、互いに認め合う共生社会を育むことの重要性が改めて認識されました。
- 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした県民のスポーツへの意識と共生社会への理解・関心の高まりを「スポーツ・レガシー」として継承・発展させるとともに、本県ゆかりの選手の活躍を生み出した競技力向上への支援を継続することで、地域の活性化とチーム岡山競技力向上の好循環を実現する必要があります。

2 スポーツの意義

- スポーツ基本法の前文冒頭において「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と記され、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとされています。
- この「スポーツ」には、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、「文化としての身体活動」を意味する広い概念です。
- スポーツには、青少年の体力向上と人格形成への大きな影響、地域の一体感や活力醸成、健康で活力に満ちた長寿社会の実現、人々に誇りと喜び、夢と感動を与える力、地域経済の活性化、国際相互理解の促進等、様々な機能があります。
- 国の「第3期スポーツ基本計画」では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な形での自発的な参画を通して、楽しさやよろこびを感じることに本質を持つものとして捉えています。

3 スポーツ推進計画（改訂版）の進捗状況

「岡山県スポーツ推進計画（改訂版）」（計画期間：平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）における数値目標の達成状況及び取組成果と課題（主なものは、次のとおりです。

(1) 基本施策I「ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進」

項目	基準値	平成 30 2018	令和元 2019	令和 2 2020	直近	目標値
	平成 28 2016				令和 3 2021	令和 4 2022
成人男女の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合	49.1%	50.4%	48.5%	59.5%	61.5%	52.0%
成人の1日の歩数 ※5年に1回の調査						
【20～64歳】男性	8,068歩	—	—	—	—	9,000歩
女性	6,520歩	—	—	—	—	8,500歩
【65歳以上】男性	5,502歩	—	—	—	—	7,000歩
女性	4,859歩	—	—	—	—	6,000歩
新体力テストにおける総合評価D及びEの児童生徒の割合						
【小5男子】	27.7%	29.0%	31.7%	—	35.5%	25.0%
【小5女子】	23.3%	24.2%	26.0%	—	29.1%	21.0%
【中2男子】	24.2%	26.7%	28.8%	—	31.5%	21.8%
【中2女子】	11.2%	11.8%	12.1%	—	15.4%	10.0%
1週間の総運動時間数60分未満の児童生徒数の割合						
【小5男子】	5.7%	7.1%	7.2%	—	8.6%	5.0%
【小5女子】	10.5%	12.5%	11.6%	—	14.7%	8.5%
【中2男子】	7.1%	6.3%	7.0%	—	7.4%	5.0%
【中2女子】	20.7%	20.6%	19.3%	—	17.7%	18.2%
障害者スポーツ・レクリエーション教室参加者数	年間 1,105人	年間 680人	年間 744人	年間 —	年間 297人	年間 1,200人
「障がい者スポーツ指導員」養成人数 ※基準値はH24(2012)～H28(2016)年度の平均	年間 23人	年間 16人	年間 12人	年間 —	年間 21人	年間 30人

P D C A サイクルにより運営の改善等を図る総合型地域スポーツクラブの数	11クラブ	14クラブ	13クラブ	13クラブ	15クラブ	30クラブ
--	-------	-------	-------	-------	-------	-------

【取組成果】

- ・すべての県民が、体力や年齢、目的等に応じた運動・スポーツ活動に参加できるよう、実践方法等の啓発、指導者向け研修、関係機関の連携強化、スポーツ教室等を実施し、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動を推進しました。
- ・子どもたちの運動の習慣化を図り、体力向上への取組を進めるため、主体的に運動の楽しさや喜びを味わうことができる様々な取組を推進しました。
- ・障害者スポーツ教室等の開催により障害者スポーツの裾野を広げるとともに、障がい者スポーツ指導員の養成を図り、地域で障害者スポーツの指導にあたる人材を育成しました。

【課題】

- ・ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の促進と定着に向け、スポーツにあまり関心がない層も含め、県民ニーズに応じた事業スキームを検討する必要があります。
- ・引き続き、望ましい運動習慣や食習慣を形成するための情報を、積極的に教師や保護者等へ発信し、啓発に努める必要があります。
- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした障害者スポーツのさらなる振興を図るとともに、障害者スポーツに対する県民の理解と関心を高める必要があります。

(2) 基本施策II「アスリートの育成と持続可能な指導・支援システムの構築」

項目	基準値	平成 30 2018	令和元 2019	令和 2 2020	直近 令和 3 2021	目標値
	平成 28 2016					令和 4 2022
国民体育大会における天皇杯順位	16位 ※H29年	11位	12位	—	—	10位台
全国高等学校総合体育大会の入賞数	84	48	68	—	57	60台

【取組成果】

- ・国民体育大会及び全国高等学校総合体育大会とも、新型コロナウイルス感染症の影響により開催されなかった年がありますが、ジュニア年代からの一貫指導体制を構築し、継続的な強化に取り組むことで、一定レベルの競技力を維持しています。

【課題】

- ・今まで培ってきた競技力向上のための資源を、次世代に継承する必要があります。
- ・アスリートの安全・安心を図り、スポーツの価値を誰もが享受できるよう、スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高める必要があります。

（3）基本施策Ⅲ「スポーツを通じた活力があり絆の強い地域社会の実現」

項目	基準値	平成 30 2018	令和元 2019	令和 2 2020	直近	目標値
	平成 28 2016				令和 3 2021	令和 4 2022
「普段の生活の中で芸術・文化、スポーツ等を実践したり、観て楽しめる地域になっている」と感じている人の割合	30.6% ※H29年度	28.8%	40.4%	28.0%	26.2%	38.0%
地域スポーツコミッションの数	2団体 ※H29年度	4団体	4団体	4団体	4団体	6団体
ナショナルチームキャンプ等誘致件数 ※目標値は H30(2018)～R4(2022)年度の計	5件	13件	12件	2件	9件	25件
東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの件数 ※目標値は H29(2017)～R3(2021)年度の計	－	618件	981件	1,173件	1,246件	2,000件
トップクラブチームのホームゲームにおける観客動員数	シーズン 248千人	シーズン 211千人	シーズン 243千人	シーズン 81千人	シーズン 111千人	シーズン 273千人

【取組成果】

- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けたナショナルチームキャンプ等の誘致において、一定の成果を上げ、県民のスポーツに対する興味、関心を高めることができました。
- ・トップクラブチームのホームゲームにおいて、応援イベント等を実施し、スポーツ活動に取り組む人たちやファン・サポーター等の拡大、県全体で応援する機運の醸成を図ることができました。

【課題】

- ・東京オリンピック・パラリンピックを契機とした県民のスポーツへの関心の高まりを、「スポーツ・レガシー」として継承・発展させる必要があります。
- ・トップクラブチームを取り巻く環境の変化や、新たな時代の動きに応じて、新たな取組を検討し、地域活性化につなげる必要があります。

(4) 基本施策Ⅳ「スポーツ環境の整備」

項目	基準値				直近	目標値
	平成 28 2016	平成 30 2018	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022
県営スポーツ施設利用者数	1,990 千人	1,735 千人	1,623 千人	775 千人	492 千人	1,930 千人
学校体育施設の開放率						
【屋外運動場】	78%	78%	75%	—	—	85%
【体育館】	89%	90%	89%	—	—	91%
【武道場】	59%	59%	61%	—	—	60%
	※H27年度	※H29年度	※H30年度	※R元年度	※R2年度	※R3年度
スポーツ情報ウェブサイト「おかやまスポーツナビ」のアクセス数	21,689 件	20,534 件	26,531 件	19,872 件	45,474 件	40,000 件

【取組成果】

- ・県営スポーツ施設について、施設機能の維持充実のため必要な改修工事等を行いました。
- ・スポーツ情報ウェブサイト「おかやまスポーツナビ」において、様々なスポーツの楽しみ方や実際に参加するための情報発信と内容の改修に努めました。

【課題】

- ・計画的な改修等によりユニバーサルデザインに配慮した県営スポーツ施設の長寿命化を図るとともに、スポーツ施設の安全確保にかかる取組を強化する必要があります。
- ・県民が気軽に運動・スポーツに参加できるよう、スポーツ情報ウェブサイト「おかやまスポーツナビ」について、ニーズに合った内容や最新情報の提供ができるよう内容の充実を図る必要があります。

1 目標

平成17（2005）年の岡山国体及び障害者スポーツ大会を契機とした県民のスポーツに対する意識の高まりが、県内を拠点に活動するトップクラブチームの活躍、平成27（2015）年に始まったおかやまマラソンの開催、東京オリンピック・パラリンピックなどを経て、「する」「みる」「ささえる」というスポーツへの様々な関わり方として定着してきました。

一方、人口減少・長寿社会の到来や、ライフスタイルの変化、新型コロナウイルス感染症の影響等、スポーツを取り巻く社会環境の変化により、「する」「みる」「ささえる」を持続的に発展させるため、国の「第3期スポーツ基本計画」において、相互に密接に関係し合う3つの「新たな視点」が次のとおり示されました。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点
- ③ 性別、年齢、障害の有無、経済的事業、地域事情等にかかわらず、すべての人がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点

県では、スポーツを通じた人づくり、健康づくり、地域づくりの輪が広がり、夢、勇気、感動を創出できる「スポーツ立県おかやま」の発展を目標とし、その達成に取り組めます。そして、目標のスローガンを「誰もがともに「する」「みる」「ささえる」スポーツで明るい笑顔の生き生き岡山」とし、「スポーツ立県おかやま」の目指すべき姿を、分かりやすく県民の皆さんに伝えていきます。

<目標>

「スポーツ立県おかやま」の発展

～誰もがともに「する」「みる」「ささえる」
スポーツで明るい笑顔の生き生き岡山～

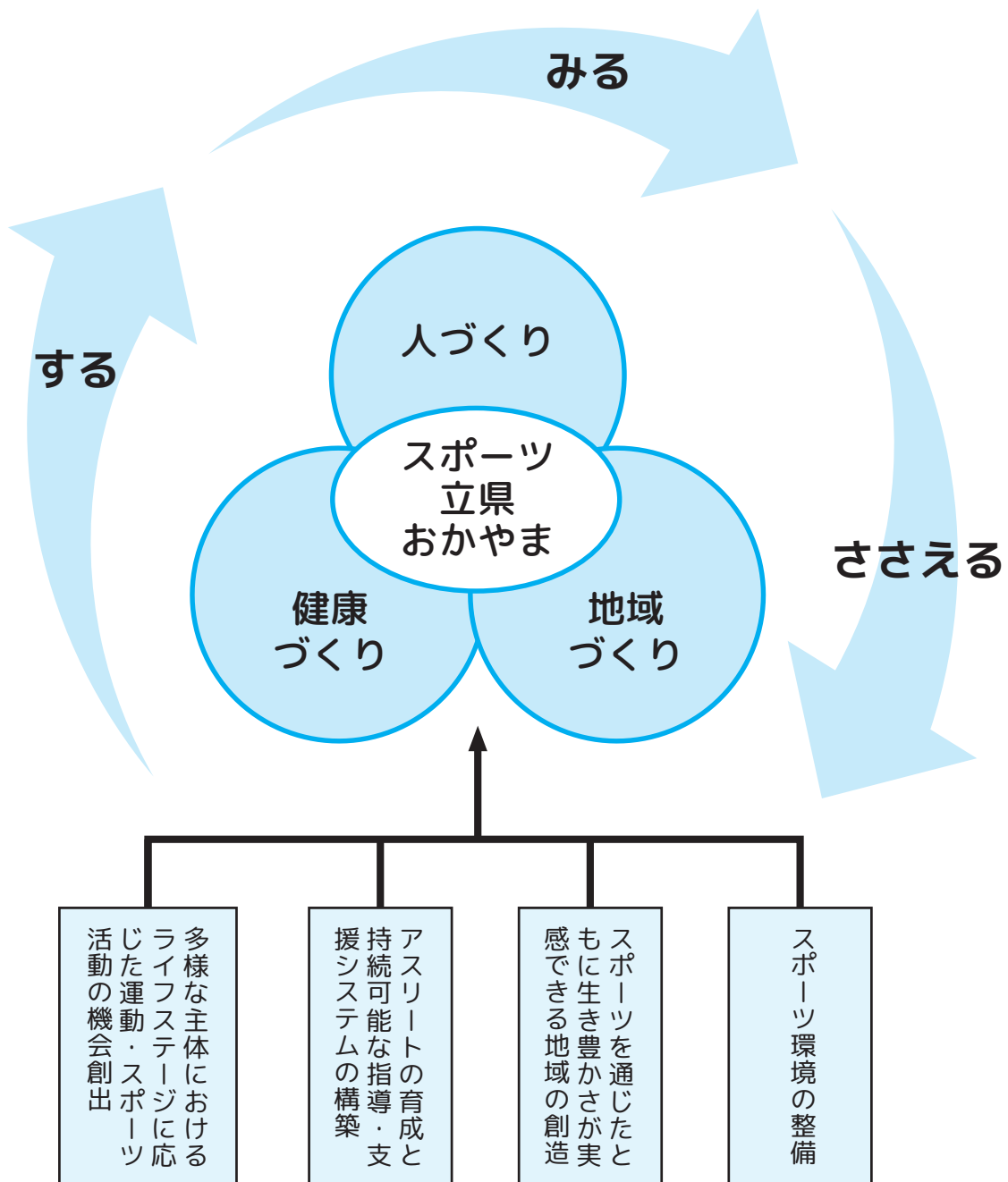
2 施策体系

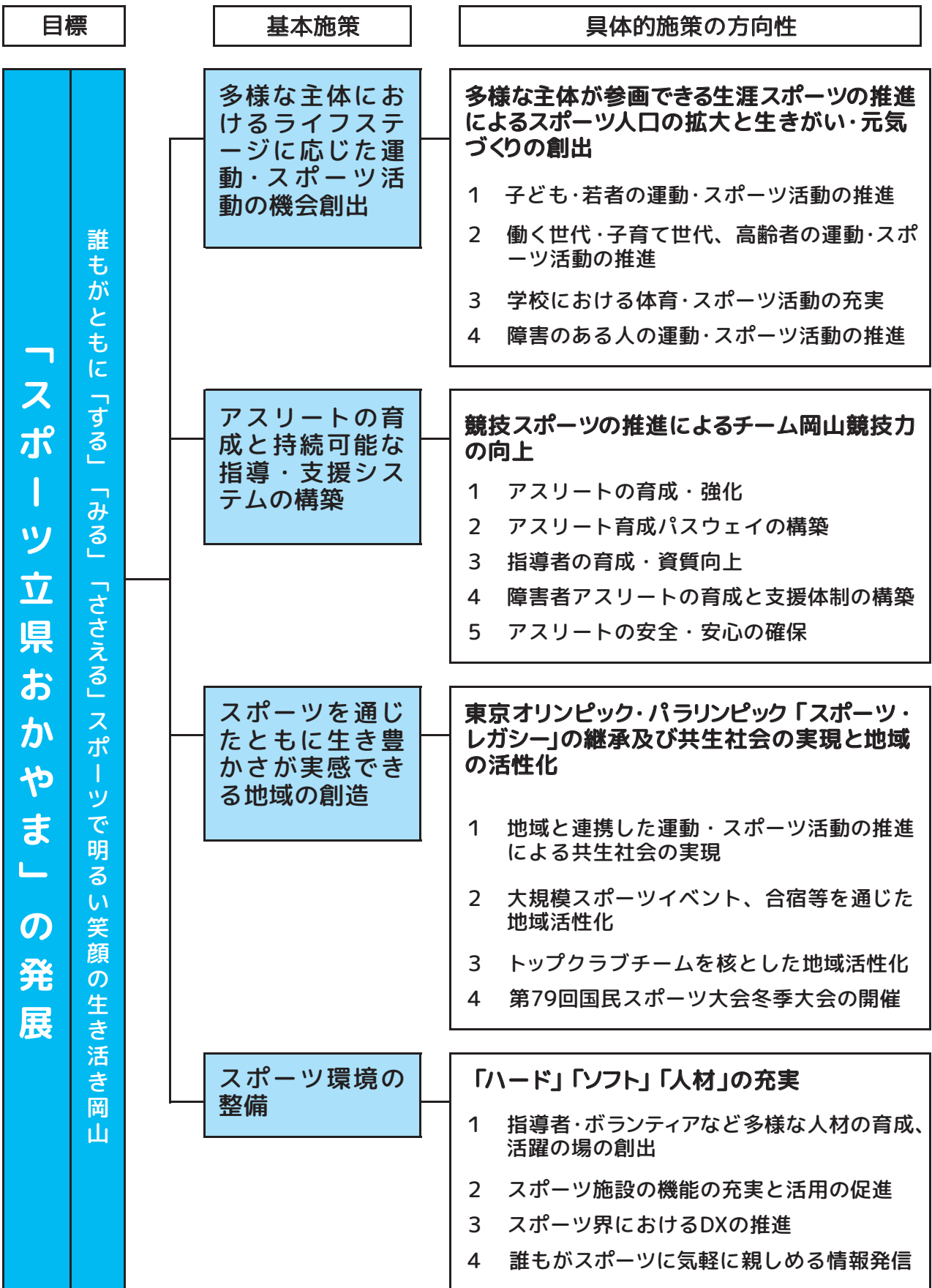
「スポーツ立県おかやま」の発展のため、令和4（2022）年3月に策定された国の「第3期スポーツ基本計画」も踏まえ、次の4つの基本施策を柱とし、各種施策を展開します。

- I 多様な主体におけるライフステージに応じた運動・スポーツ活動の機会創出
～多様な主体が参画できる生涯スポーツの推進によるスポーツ人口の拡大と生きがい・元気づくりの創出～
- II アスリートの育成と持続可能な指導・支援システムの構築
～競技スポーツの推進によるチーム岡山競技力の向上～

Ⅲ スポーツを通じたともに生き豊かさが実感できる地域の創造
 ～東京オリンピック・パラリンピック「スポーツ・レガシー」の継承及び共生
 社会の実現と地域の活性化～

Ⅳ スポーツ環境の整備
 ～「ハード」「ソフト」「人材」の充実～





3 数値目標

取組の効果が検証できるよう、15の数値目標を設定します。

基本施策

1

多様な主体におけるライフステージに応じた運動・スポーツ活動の機会創出

数値目標	策定時	目標値
成人男女の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合	38.9% (R4年度)	55.0% (R9年度)
1週間の総運動時間数60分未満の児童生徒数の割合(※)	小5男子 9.5% 小5女子 15.5% 中2男子 7.6% 中2女子 17.9% (R4年度)	小5男子 4.3% 小5女子 7.4% 中2男子 3.7% 中2女子 8.9% (R9年度)
運動やスポーツをすることが好きな児童生徒数の割合(※)	小5男子 69.2% 小5女子 53.1% 中2男子 64.1% 中2女子 47.8% (R4年度)	小5男子 75.0% 小5女子 60.0% 中2男子 65.0% 中2女子 50.0% (R9年度)
新体力テストにおける総合評価C以上の児童生徒数の割合(※)	小5男子 64.3% 小5女子 69.9% 中2男子 67.6% 中2女子 81.7% (R4年度)	小5男子 80% 以上 小5女子 80% 以上 中2男子 85% 以上 中2女子 85% 以上 (R9年度)
障害者スポーツ・レクリエーション教室等の開催回数	年間 26 回 (R3年度)	年間 50 回以上 (R7年度)

※目標値は第4期岡山県障害者計画で設定

(※) 政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を推進していますが、県スポーツ推進計画は、岡山県の全世代の県民を対象にしていることなどから、ここでは、岡山市も含んだ数値を目標としています。

アスリートの育成と持続可能な指導・支援システムの構築

数値目標	策定時	目標値
国民体育大会における天皇杯順位（※）	16位 (R4年)	10位台 (R9年)
世界大会の出場者数	13人 (H30年～R3年（R2年を除く）の平均)	15人 (R7年～R9年の平均)
「岡山県アスリート就職支援事業」による県内就職内定者	4人 (R3年度)	5人 (R9年度)
日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録者数	3,206人 (R4年度)	3,500人 (R9年度)

（※）「国民体育大会」は、令和6年第78回大会から「国民スポーツ大会」に名称変更します。

スポーツを通じたともに生き豊かさが実感できる地域の創造

数値目標	策定時	目標値
地域課題に応える取組の推進として学校との連携を行っている総合型地域スポーツクラブの割合	34.3% (R3年度)	50.0% (R9年度)
「普段の生活の中で芸術・文化、スポーツ等を実践したり、観て楽しめる地域になっている」と感じている人の割合	28.2% (R4年度)	38.0% (R9年度)
国際スポーツイベント等誘致件数	2件 (R4年度見込)	2件以上 (R9年度)
トップクラブチームのホームゲームにおける観客動員数	111千人 (R3年度)	267千人 (R9年度)

基本施策

IV

スポーツ環境の整備

数値目標	策定時	目標値
県営スポーツ施設利用者数	492 千人 (R3年度)	1,847 千人 (R9年度)
スポーツ情報ウェブサイト「おかやまスポーツナビ」のアクセス数	28,103 件 (H30年度～R3年度の平均)	42,000 件 (R9年度)

基本施策I

多様な主体におけるライフステージに応じた運動・スポーツ活動の機会創出
～多様な主体が参画できる生涯スポーツの推進によるスポーツ人口の拡大と生きがい・元気づくりの創出～

すべての県民が、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、それぞれの体力や技術、興味、目的に応じて、運動・スポーツ活動に親しみ、楽しむことができる機会の創出に取り組めます。

1 子ども・若者の運動・スポーツ活動の推進

【現状と課題】

- ◆幼児期は、身近な大人の深い愛情のもとで、体を動かす気持ちよさを体験し、体を動かすことの楽しさを味わうことが大切です。
- ◆幼児期は、体の諸機能が著しく発達します。タイミングよく動いたり、力の加減をコントロールするなどの運動を調整する能力が大きく向上する時期であり、その能力を遊びを通して高めておくことは、その後の運動機能の基礎を形成するという重要な意味を持っています。
- ◆子どもが成長していく過程において、心と体が密接な関係があることを理解し、「しなやかな」身体づくりが大切です。幼稚園教育要領は、心身の健康に関する領域「健康」の中で、「明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。」「自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。」などをねらいとしており、同様の趣旨の内容は保育所保育指針等に盛り込まれています。
- ◆幼児期にふさわしい多様な動きを獲得できるよう、幼児の発達段階を把握した上で、一人一人の特性に応じた指導内容や指導方法を工夫した支援を行える指導者の養成が必要です。
- ◆スポーツ庁が実施している「令和4（2022）年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和元（2019）年度末から児童生徒を取り巻く環境が一変した結果、全国的に子どもの体力レベルの低下傾向が進む状況が明らかになりました。また、運動習慣については、運動する子どもと運動しない子どもの二極化が続いています。
- ◆上記調査によると、本県の体力合計点について、小学校男子は令和元（2019）年度調査で初めて全国平均より低くなりましたが、令和4（2022）年度は、令和3（2021）年度に続き高くなりました。小学校女子は全国平均より低い状態が続いていますが、全国平均との差は、その差を縮めた令和3（2021）年度とほぼ同じとなっています。中学校は、男女とも全国平均より高い水準を維持しています。
- ◆1週間の総運動時間数60分未満の割合は、本県では、小学校男・女ともに全国平均より高く、中学校男・女では、全国平均と同等程度となっています。

- ◆ 青少年期にスポーツ活動に参加することは、心身の健全な発達と体力の向上を図るためにも重要であり、運動やスポーツをすることの大切さを伝えるとともに、運動の楽しさを実感し、工夫しながら運動をする習慣の定着に努めることが大切です。
- ◆ 休日の運動部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行については、行政、学校、地域、関係団体等の理解を得る必要があります。
 - ※ 休日の運動部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の学校における現状と課題については、「3 学校における体育・スポーツ活動の充実 (2) 運動部活動改革の推進」に記載
- ◆ 専門性や資質を有する指導者の質や量を確保する必要があります。
- ◆ 教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいます。
- ◆ スポーツ少年団の団数は、年々減少傾向にあり、令和3（2021）年度には、統計開始以来、最も低い数値となっていますが、団員数及び加入率（全県小学生数に占める団員数の割合）は、増加傾向になっています。
- ◆ スポーツ少年団の指導者数は、指導者資格制度の変更に伴い、有資格者のみの登録となったため、急激に減少しています。その結果、指導者一人あたりの団員数が増加しています。

■ スポーツ少年団の推移

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
団数（団）	688	667	647	613	599
団員数（人）	14,927	14,138	13,537	12,177	12,240
小学生加入率	14.9%	14.9%	13.5%	12.4%	12.7%
指導者数（人）	6,078	5,900	5,679	2,518	2,324
指導者1人当たりの団員数（人）	2.46	2.40	2.38	4.83	5.27

※ 小学生加入率=小学生団員数/小学生数×100

※ 指導者1人当たりの団員数=団員数/指導者数

【今後の施策展開の方向】

● 幼児期からの運動習慣形成支援

- ・ 市町村と連携し、親子の交流の機会や子育ての不安や悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点などで、幼児期の保育・教育に関する理解を深め、自発的に体を動かす遊びが行われるように努めます。
- ・ 恵まれた自然環境を生かし、子どもが自発的に遊び、体験を通して危険から身を守る力を育て、安全に気をつけて遊べるようにする力を育てる場の普及に努めます。
- ・ 幼児期からの健康な心と体を育てることの重要性について、保護者等への啓発に取り組みます。

- ・幼稚園運動遊び指導者講習会を開催し、保育者が、運動遊びの意義を学ぶ機会を設けるとともに、幼児が意欲的に体を動かす遊びや戸外の遊びに向けられるよう実技講習を実施します。
- ・市町村には、文部科学省策定の幼児期運動指針を踏まえ、幼稚園、保育所等において、一人一人の特性に応じて、多様な動きが経験できる遊びを取り入れる、楽しく体を動かす時間を確保する、発育・発達の特性に応じた遊びを提供する等の取組を推進することが期待されます。
- ・市町村には、保護者が幼児期の運動遊びについて理解を深め、子どもと楽しさを共有することができるように、地域にある公共的な施設で行う親子で参加できる運動・スポーツ体験の機会を提供することなどが期待されます。
- ・（公財）岡山県スポーツ協会（以下、「県スポーツ協会」という。）と連携して、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブに対し「アクティブ・チャイルド・プログラム」の普及を図るとともに、幼児期の運動遊びや親子で参加できる運動・スポーツ体験の機会が提供できるよう、指導者の育成等に取り組みます。

●子どもにとって適切なスポーツ環境の確保に向けた取組の推進

- ・令和4（2022）年12月にスポーツ庁及び文化庁から公表された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、休日の運動部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に取り組みます。
- ・従来のように学校だけで運動部活動が中心となって生徒のスポーツ機会を担うのではなく、行政やスポーツ推進委員、地域のスポーツ団体、中学校等の関係者の理解と協力を得ながら、地域におけるスポーツ環境を整備し、その充実を図ります。
- ・地域の実情に応じてスポーツ活動の最適化を図り、様々な課題にも配慮しながら、体験格差の解消に取り組みます。

●広域スポーツセンター、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団や民間スポーツクラブ等との連携

- ・地域におけるスポーツ機会の確保、子どもたちの多様なニーズに合った活動機会の充実等を図るため、広域スポーツセンター、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等地域と連携して、子どもたちの運動・スポーツをする機会を増やす取組を進めます。
- ・近年、スポーツに取り組む場面は多様化しており、スポーツ少年団以外にも、総合型地域スポーツクラブや企業が運営するスポーツクラブ等で活動する子どもたちも増えています。運動やスポーツをしていない子どもたちが運動やスポーツに親しめるよう、県スポーツ協会や広域スポーツセンター、総合型地域スポーツクラブ、競技団体、大学、企業等と連携した取組を進めます。

●トップクラブチームと連携した取組

- ・県内を拠点に活躍するトップクラブチームのホームゲーム等を活用したスポーツ体験や、トップクラブチーム等に所属する選手・指導者を学校やスポーツ少年団等へ派遣するスポーツ教室等を通じ、運動・スポーツ活動の機会の提供に取り組みます。

●スポーツ少年団活動の活性化

- ・県スポーツ協会には、スポーツ少年団の活動が充実し活性化するよう、参加しやすい種目の検討や保護者の負担軽減、団員数拡大の取組、スポーツ少年団での指導を望む多くの指導者の資格取得・資質向上等に努めることが期待されます。

2 働く世代・子育て世代、高齢者の運動・スポーツ活動の推進

【現状と課題】

- ◆本県が実施している「県民満足度調査」によると、本県の成人男女の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合は、37.6%（令和3（2021）年度）であり、スポーツ庁が実施している「体力・運動能力調査」による全国の成人の週1回以上のスポーツ実施率56.4%（令和3（2021）年度）に比べて、低い状況です。
- ◆厚生労働省が発表した「平成27（2015）年完全生命表（全国値）」によると、本県の平均寿命は、男性81.03歳、女性87.67歳となっています。一方、厚生労働科学研究費補助金の研究（健康寿命の算定・評価と延伸可能性の予測に関する研究）によると、本県における令和元（2019）年の健康寿命（日常生活に制限のない期間）は、男性72.28歳、女性76.04歳であり、健康寿命の延伸に向けた取組が必要です。
- ◆年代別のスポーツ実施率は、全国的に、働く世代・子育て世代の20～50代で落ち込む傾向があります。
- ◆県内では、おかやまマラソンやトップクラブチームの試合で選手に声援を送ったり、ボランティアとして運営を支えるなど、スポーツを「する」ことはもとより、「みる」「ささえる」という形で関わる人が増えています。

【今後の施策展開の方向】

●スポーツを通じた健康増進（「第2次健康おかやま21」との連携）

- ・本県の健康づくりを推進する計画である「第2次健康おかやま21」（計画期間：平成25（2013）年度～令和5（2023）年度）との整合を図りながら、運動・スポーツによる県民の健康の保持増進に取り組みます。
- ・健康づくりを実践するための県の拠点施設である県南部健康づくりセンターや健康づくりに取り組む関係機関、日本健康運動指導士会岡山県支部、岡山県ウォーキング協会、（公社）日本3B体操協会岡山県支部等の関係団体と連携を図り、ライフステージに応じた県民の健康づくりを推進します。

●おかやまマラソンを通じた元気づくり

- ・本県を代表するスポーツイベントとして、おかやまマラソンが、県民にとってスポーツ活動やボランティア活動等を実践するきっかけとなることで、健康増進や生きがい・元気づくりの創出につながる大会運営に取り組みます。

●子育て世代が参加しやすいスポーツ環境づくり

- ・子育て世代がスポーツに参加しやすい環境づくりを進めるため、託児付きのスポーツイベントの開催に加え、各競技団体やトップクラブチームと連携した親子で参加できる事業展開等を促進します。

●スポーツを通じた高齢者の健康づくり

- ・総合型地域スポーツクラブで実施してきた高齢者対象の運動実践教室の成果・課題等を検証し、未実施クラブへの普及を進めます。
- ・ラジオ体操やグラウンド・ゴルフなど高齢者が気軽に取り組める運動や老人クラブ等による社会参加活動等により、高齢者の健康・生きがいづくりや多世代間、地域間の交流を進めます。
- ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)に選手を派遣します。

3 学校における体育・スポーツ活動の充実

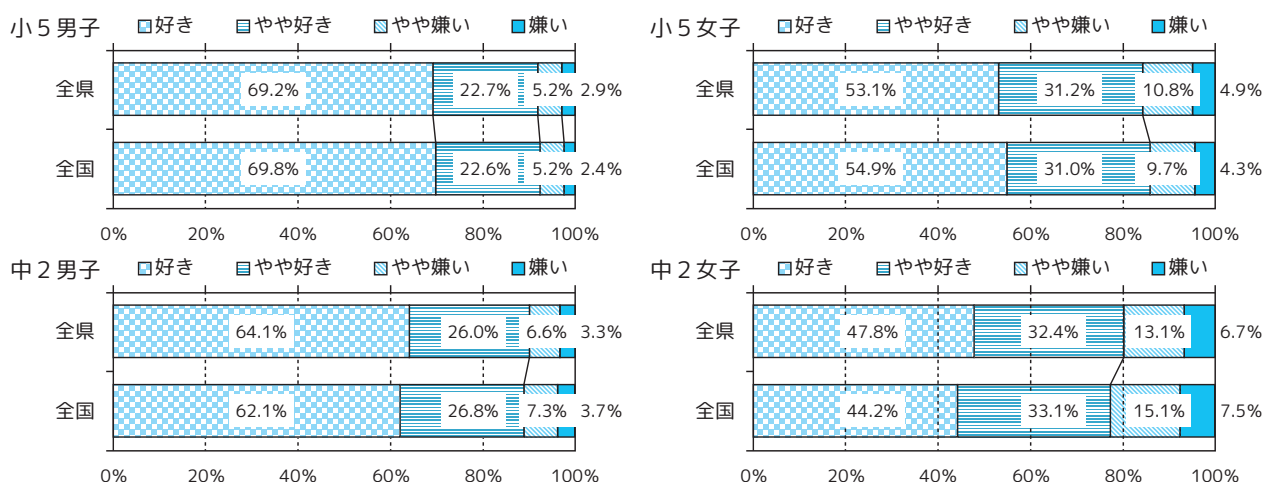
(1) 子どもの体力向上に向けた取組

【現状と課題】

◆多くの児童生徒は、運動やスポーツの楽しさに触れ、意欲的に体育授業やスポーツに臨んでいます。令和4（2022）年度に実施されたスポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（小5、中2対象）の結果によると、本県では、小学校男子：69.2%、小学校女子：53.1%、中学校男子：64.1%、中学校女子：47.8%が「運動やスポーツをすることが好き」と答えており、中学校では男女とも全国平均を上回っています。また、小学校男子：73.9%、小学校女子：57.9%、中学校男子：62.4%、中学校女子：47.0%が「体育授業は楽しい」と答えており、小学校女子以外は全国平均を上回っています。

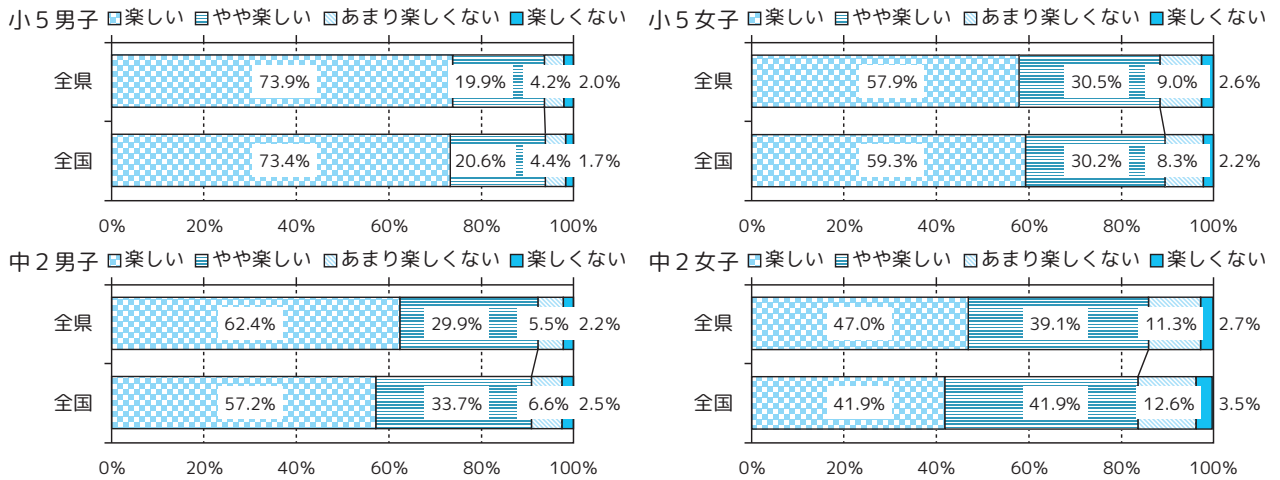
■運動やスポーツに対する受け止め

「運動やスポーツをすることが好きか」



出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和4年度）」

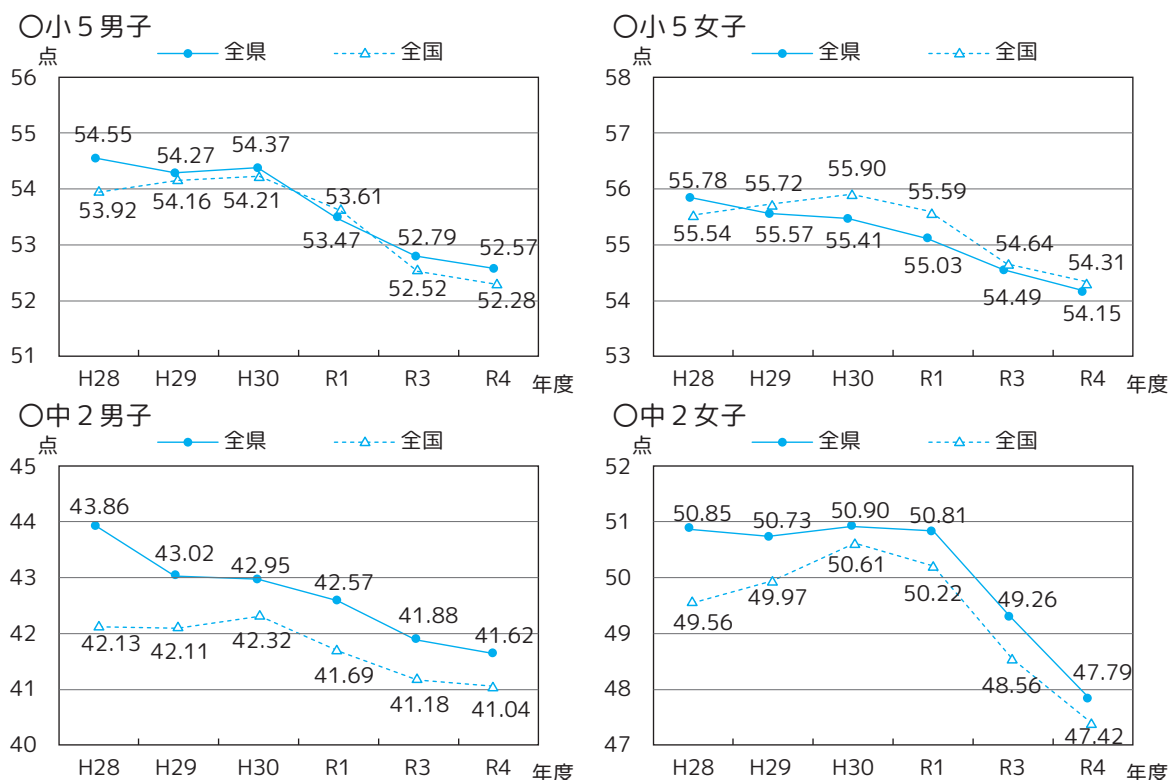
■体育・保健体育の授業に対する受け止め 「授業は楽しいか」



出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和4年度）」

- ◆児童生徒の中には、運動やスポーツへの関心や意欲、運動やスポーツの楽しさや喜びの基礎となる技能や知識など、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成が十分に図られていないような例も見られます。特に、運動やスポーツを苦手と感じていたり、障害のある児童生徒は、運動やスポーツに親しむためのルールの工夫や支援の仕方、施設・設備などに十分な配慮がなされていないため、運動やスポーツを行う楽しみや喜び、充実感等を得られていないことがあります。
- ◆学習の内容と方法の両面から、児童生徒の学びの過程を質的に高め、授業改善の取組を活性化させるなど、これまでにも充実が図られてきたこうした学習を、更に改善・充実させていくための視点が重要となります。
- ◆平成20（2008）年度から文部科学省（スポーツ庁）が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、令和4（2022）年度の本県の体力合計点の平均は、小学校男子：52.57点、小学校女子：54.15点、中学校男子：41.62点、中学校女子：47.79点であり、調査開始以降、小学校・中学校ともに過去最低の結果でした。また、「1週間の総運動時間数が60分未満」と回答した割合は、小学校男女とも全国平均より高く、中学校男女では、全国平均と同等程度かわずかに低くなっています。

■体力合計点の推移



出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和4年度）」

- ◆県教育委員会が令和3（2021）年11月に実施した調査によると、「朝ごはんを食べることは大切だ」と回答した児童生徒の割合は、小学生で86.2%、中学生87.0%であり、成長期にある児童生徒には、引き続き、食の重要性を知らせる必要があります。
- ◆小学校体育連盟、中学校体育連盟及び高等学校体育連盟は、各種スポーツ大会の開催のほか、教師の指導力向上を図るための授業研究や様々な調査研究等を実施しており、体育授業の充実・改善に努めています。

【今後の施策展開の方向】

●新体力テストの結果を活用した体力向上の取組の推進

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について、その成果と課題について詳細な検証・分析を行い、課題を把握するとともに、課題を解決するため研修会の実施や指導資料等の作成を通して情報の提供を行い、各学校の体力向上の取組を推進します。
- ・新体力テストの総合判定Aの児童生徒に対し優秀章（Aバッジ）を交付し、体力向上への関心・意欲の高揚を図ります。

●運動の習慣化を図る取組の推進

- ・子どもたちが主体的に運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことができるように、長縄跳びや馬跳びなどをホームページ上で競い合う「みんなでチャレンジランキング（<https://www.oka-challeran.jp/>）」などに取り組んでいます。今後、より多くの子どもが意欲的に参加できるように、内容等の充実を図り、子どもたちの運動の習慣化の推進に取り組めます。

- ・運動する子とそうでない子の二極化の解消や体力の向上に向けて実践的な研修会を開催し、教師の指導力向上を図ります。
- ・これまでも、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における児童生徒の健康や体力の保持増進のために、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果から必要な情報を収集し発信してきました。引き続き、望ましい運動習慣や食習慣を形成するための情報を、積極的に教師や保護者等へ発信し、啓発に努めます。
- ・体力の向上や運動習慣の改善には、健康教育や食育の推進も欠かせません。多様化する健康課題への対応や望ましい生活習慣づくりのためには、家庭や関係機関と連携した組織的な取組が必要なことから、学校保健委員会や食育推進体制の充実を図り、健康教育や食育を推進します。

●体育授業の充実・改善と教員の指導力の向上

- ・令和2（2020）年度から順次実施している小学校、中学校及び高等学校学習指導要領を念頭に、児童生徒の体力や技能の状況、性別及び障害の有無等にかかわらず、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けて、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフが実現されるための資質・能力が育成されるよう指導内容や方法等の充実や改善を図ります。
- ・公立学校をはじめすべての学校（園）で、独自の体力向上の取組が実施されるよう情報提供や研修会等を実施します。
- ・運動やスポーツが苦手と感じていたり、意欲的でなかったりする児童生徒や障害のある児童生徒が運動やスポーツに主体的に取り組むことができるよう研修を充実するとともに、「岡山型学習指導のスタンダード」をもとに、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から授業改善を図るなど、保健体育科の教師をはじめ、体育授業に関わる教師やスポーツ指導者等の指導力向上を図ります。

●オリ・パラ教育の知見・経験等を生かした教育活動推進

- ・オリンピック・パラリンピック等に関する指導を通して、フェアプレーを大切にするなど、児童生徒がスポーツの意義や価値等を理解できるような指導内容や方法等の充実・改善を図ります。

●学校体育関係団体における各種活動への支援

- ・小学校体育連盟、中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が開催する各種スポーツ大会を支援するとともに、岡山県学校体育研究連合会等の研究大会、授業・運動部活動等に係る研修会や調査研究の一層の充実・発展が図られるよう支援します。

（2）運動部活動改革の推進

【現状と課題】

- ◆運動部活動は、これまで生徒のスポーツに親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵(かん)養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきました。

- ◆中学校等の運動部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきています。少子化の進展により、中学校等の生徒数や教師数は大幅に減少しており、岡山県内の公立中学校の生徒数は、いわゆる第二次ベビーブーム世代が中学生であった昭和61（1986）年が約94,000人であったものが、令和3（2021）年には、生徒数が約48,000人と概ね半減しています。
- ◆また、令和4（2022）年度に、県教育委員会が実施した調査（勤務実態調査）によると、月当たりの時間外在校等時間は、中学校：61.0時間、高等学校：53.9時間であり、令和2（2020）年3月「岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に定められた時間外在校等時間の上限（1か月につき45時間）を上回る調査結果が出ています。
- ◆学校の運動部活動では支えきれなくなっている中学生等のスポーツ環境について、少子化の中でも、将来にわたり本県の子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するために、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を進める必要があります。
- ◆休日の運動部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校における運動部活動については、引き続き、活動内容や時間、指導体制等について速やかな改革が求められています。

【今後の施策展開の方向】

●子どもにとって適切なスポーツ環境の確保に向けた取組の推進 （基本施策I-1再掲）

- ・令和4（2022）年12月にスポーツ庁及び文化庁から公表された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、休日の運動部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に取り組みます。
- ・従来のように学校だけで運動部活動が中心となって生徒のスポーツ機会を担うのではなく、行政やスポーツ推進委員、地域のスポーツ団体、中学校等の関係者の理解と協力を得ながら、地域におけるスポーツ環境を整備し、その充実を図ります。
- ・地域の実情に応じてスポーツ活動の最適化を図り、様々な課題にも配慮しながら、体験格差の解消に取り組みます。

●「運動部活動の在り方に関する方針」に基づく適切な運動部活動の推進

- ・生徒個々を尊重し、生徒の自主的・自発的な活動がより推進されるような指導が行われるよう、顧問やスポーツ指導者等の資質能力と指導力向上を図ります。
- ・スポーツ医・科学に基づいた適切な運動部活動の運営・実施、休養日や適切な活動時間の設定など、バランスのとれた生活や成長への配慮を行います。
- ・運動部活動や体育授業をはじめとする学校体育活動中における事故をゼロにするという認識の下で、練習計画・内容や指導方法を確認・見直しするとともに、施設・設備の安全点検を徹底するなど、事故防止の取組を推進します。

●体罰をはじめ不適切な指導等の根絶

- ・中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の運動部顧問やスポーツ指導者等を対象に、体罰の根絶、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントをはじめとする不適切な指導の防止、部活動運営、実技指導のポイント及び安全管理などの研修会を実施します。

4 障害のある人の運動・スポーツ活動の推進

(1) 障害者スポーツへの理解と参加機会の確保

【現状と課題】

- ◆スポーツは、障害のある人にとって総合的なリハビリテーションに有用であるとともに、障害のある人の社会参加の推進や県民の障害に対する正しい理解と認識を深め、共生社会の実現に寄与するものです。
- ◆県が実施した「第4期岡山県障害者計画策定に係るアンケート調査（令和2（2020）年7月）」の結果によると、障害のある人（成人）の週1回以上のスポーツ実施率は27.6%、週4回以上のスポーツ実施率は13.6%で、いずれも前回調査（平成26（2014）年10月）の30.3%（週1回以上）、15.6%（週4回以上）を下回っています。
- ◆運動・スポーツをしない理由は、全体では「興味がない」が37.0%と最も高く、次いで「できる種目・種類がない」29.8%、「きっかけがない」20.7%となっています。
- ◆障害のある人とない人のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、「ともにする」スポーツとしての「ユニバーサルスポーツ」の考え方のもと、障害の有無にかかわらず、身近な地域で気軽にスポーツ活動に参加できるかが課題となっています。
- ◆東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした障害者スポーツのさらなる振興を図るとともに、障害者スポーツに対する県民の理解と関心を高める必要があります。

【今後の施策展開の方向】

●障害者スポーツの理解促進

- ・「ユニバーサルスポーツ」の考え方のもと、障害のある人もない人も一緒に参加できるスポーツイベントを開催し、交流を通じて、お互いの理解と認識を深め、共生社会の実現を目指します。
- ・障害者スポーツの競技種目やアスリート・指導者などの活動状況を広く紹介し、障害者スポーツの普及と理解促進に努めます。
- ・障害の有無にかかわらず、また場の制約にとらわれず、誰もがともに身近な地域で気軽にスポーツ活動に参加できるよう、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、障害者スポーツ団体等と連携して、障害のある人の受け入れの促進に取り組みます。
- ・障害のある人が障害の種別や程度に応じて、スポーツ大会等への参加や様々なスポーツに積極的に取り組むことができるよう、指導者の育成や競技団体等との連携に取り組み、スポーツへの参加機会の拡大を図ります。

●県障害者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への派遣

- ・障害のある人が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する理解と認識を深め、障害のある人の社会参加を促進することを目的に岡山県障害者スポーツ大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会への派遣を通じて、障害のある人のスポーツの普及を図ります。

●障害者スポーツ教室の開催

- ・障害のある人がそれぞれの障害の程度等に応じて、スポーツに親しみ、楽しむことを体験できる機会を提供し、社会交流の広がりや障害者スポーツの裾野を広げていくため、スポーツ教室を開催します。また、誰でも楽しめるレクリエーションスポーツの教室や県北でのスポーツ教室の開催も推進します。
- ・より多くの障害のある人がスポーツ教室に参加できるよう、ホームページへの掲載等による周知に努めるとともに、民間団体等が行う障害者スポーツに関する取組を支援します。

(2) 障害者スポーツの指導者の養成やボランティアの参加推進

【現状と課題】

- ◆（公財）日本パラスポーツ協会（以下、「日本パラスポーツ協会」という。）が認定する「障がい者スポーツ指導員」は、令和4（2022）年7月末現在、県内で約400人が登録されています。多様な障害のある人のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を生かしてスポーツ指導を行っていますが、指導者の数は十分とはいえません。
- ◆障害者スポーツを継続的に地域で実施していくためには、地域で障害者スポーツの指導にあたる人が必要で、地域におけるスポーツ振興の中心であるスポーツ推進委員等が障害者スポーツに理解を深め、障害者スポーツの企画・立案を行うなど地域のキーパーソンとして活動することが求められます。
- ◆障害者スポーツの大会等は、高校、大学、専門学校や福祉団体等からのボランティアに支えられ開催されており、大会開催ではボランティアが重要な役割を担っています。

【今後の施策展開の方向】

●障害者スポーツの指導者の養成

- ・障害の特性に応じた専門的な知識、技術や技能を備え、地域で障害者スポーツを支える指導者の育成を図るため、岡山県障害者スポーツ協会（以下、「県障害者スポーツ協会」という。）、市町村、競技団体、各障害者関係団体、障がい者スポーツ指導者協議会等と連携し、指導員養成講習の実施等により、障がい者スポーツ指導員の養成と活用の促進を図ります。

●障害者スポーツボランティアの参加推進

- ・障害者スポーツの大会は、高校、大学、専門学校や福祉団体からのボランティアの協力により支えられていることから、障害者スポーツに関する魅力や情報を発信し、障害者スポーツ及びスポーツボランティア活動に関する関心を高め、ボランティア活動への参加を推進します。

基本施策II

アスリートの育成と持続可能な指導・支援システムの構築 ～競技スポーツの推進によるチーム岡山競技力の向上～

本県ゆかりのアスリートが世界や全国の舞台で活躍することは、競技スポーツに対する関心と応援機運を高め、社会全体の活力を生み出すことにつながります。今まで培ってきた競技力向上のための資源を次世代に継承するため、アスリート育成パスウェイの構築と指導者の育成・資質向上等に取り組みます。

1 アスリートの育成・強化

【現状と課題】

- ◆2021年東京オリンピック・パラリンピックには23名、2022年北京オリンピック・パラリンピックには3名の本県ゆかりの選手が出場し、県民に多くの感動と夢を与えてくれました。
- ◆競技団体等から推薦されたトップアスリートに対し、オリンピック・パラリンピック選手育成に不可欠なトレーニング等を支援する「オリンピック・パラリンピアン育成事業」を実施しています。令和3（2021）年度の強化指定選手のうち、5名が東京オリンピックに、1名が東京パラリンピックに出場しました。
- ◆都道府県の競技水準の指標となっている国民体育大会の天皇杯順位（男女総合成績）は、本県で開催された第60回大会（平成17（2005）年）以降、第77回大会（令和4（2022）年・栃木県）まで10位台を維持しています。
- ◆今までは順調に強化事業の成果が現れてきていますが、そのノウハウを次世代に継承するため、今後は人材の確保も含め、中・長期的な展望にたった強化戦略を策定し、自律的かつ効果的な選手強化を進めることが必要です。
- ◆競技力の向上を図るためには、全国大会等高い競技レベルを身近で感じたり、体験することが有効です。
- ◆「第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会」が令和7（2025）年に本県で開催されることが、令和4（2022）年7月に決定しました。

【今後の施策展開の方向】

●トップアスリートの強化

- ・2024年パリオリンピック・パラリンピック及び2026年ミラノ・コルティナオリンピック・パラリンピックの開催に向けて、本県ゆかりの選手が一人でも多く出場し活躍できるよう、各競技団体等から推薦されたトップアスリートの活動を支援します。

●トップを目指すアスリートの強化

- ・国民体育大会（令和6（2024）年第78回大会から「国民スポーツ大会」に名称変更）選手育成・強化事業、成績に直結する器具・用具の整備、県外強豪大学や実業団チームを招へいしての強化事業の実施のほか、アスレティックトレ

ナーによるサポート、競技特性を考慮したスポーツ医・科学的側面からの支援等、トップアスリートを目指すアスリートを幅広く支援します。

●国民体育大会（国民スポーツ大会）に向けた強化

- ・国民体育大会（国民スポーツ大会）は、都道府県対抗で行われる我が国最大のスポーツ大会であるとともに、国際レベルを目指すアスリートの発掘・育成の場であり、国内トップレベルの大会として位置づけられます。本県においても強化の重要な目標に掲げ、県及び県スポーツ協会は、国民体育大会（国民スポーツ大会）に出場する、あるいは出場を目指すアスリートに対し、必要な施策を引き続き展開します。

●第79回国民スポーツ大会冬季大会に向けた強化

- ・令和7（2025）年に本県で開催される「第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会」に向け、より一層の選手の育成・強化のために必要な支援を行います。

2 アスリート育成パスウェイの構築

【現状と課題】

- ◆各競技団体では世代交代期を迎えており、多くの競技団体で次世代のアスリートの発掘・育成が必要となっています。
- ◆中学校や高等学校においては、多くの競技で運動部活動が育成・強化の主体となっています。今後もその重要性は高いと考えますが、少子化による学校の統廃合や教師の減、休日の運動部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行、あるいは部活動指導に係る教師の負担軽減等に対応していく必要があります。
- ◆本県では、平成18（2006）年度から平成22（2010）年度まで「夢アスリート発掘事業」と称した「タレント発掘事業」を実施しました。令和元（2019）年よりワールドクラス・パスウェイ・ネットワークに加入し、令和2（2020）年度からジャパン・ライジング・スタープロジェクトの計測会の実施や、令和3（2021）年度からアスリートパスウェイの戦略的支援（競技別コンソーシアムによる地域パスウェイの整備）を実施していますが、今後の進め方についてさらに研究する必要があります。
- ◆アスリートの発掘については、オリンピック競技は、育成・強化につながるような発掘となるよう改善を図り、他方、パラリンピック競技においては、これまで実施してきたジャパン・ライジング・スタープロジェクト等について、継続的な改善を図りつつ、引き続き取り組んでいく必要があります。
- ◆アスリートのキャリア形成支援については、各競技団体が個別に行っているのが現状であり、支援体制や内容が異なることや、サポートが十分でないことが課題です。
- ◆平成25（2013）年度から実施の「アスリートUターン促進事業」を発展させ、令和元（2019）年度から県内外問わず大学で活躍するアスリートの就職支援を行う「岡山県アスリート就職支援事業」を展開しています。

【今後の施策展開の方向】

●アスリートの発掘・育成

- ・競技特性に応じて、小学生、中学生、高校生を対象に競技体験機会を提供し、各競技の選手発掘を行います。また、中学生を対象に、全国レベルの選手やチームを招へいして強化事業を行うなど、競技レベルや発育・発達段階に応じた最適なプログラムを提供します。
- ・各競技団体と既存の総合型地域スポーツクラブを中心とした地域との連携は、新たな競技者の発掘の場として期待されています。そのため、県スポーツ協会と連携し、競技スポーツ選手の育成も視野に入れた総合型地域スポーツクラブの育成、地域ごとに特色ある競技者育成システムなどの研究を行い、県内各地域から将来有望なアスリートの発掘を目指します。
- ・国の「第3期スポーツ基本計画」では、国、地方公共団体、競技団体等が行うアスリートの発掘・育成・強化に関する取組を有機的に連携させ、アスリートが競技開始からトップレベルに至るまでの道筋（アスリート育成パスウェイ）の整備を進めることが必要とされています。県では、競技スポーツの普及・アスリートの育成を図り、中央競技団体の強化へつなげる体制の構築を、県内競技団体とともに研究します。

●学校と地域の連携による競技力向上への取組

- ・各地域における活動場所の確保や指導者不足を補完するため、小学生が様々なスポーツに触れる機会の提供、中学生や高校生が競技力を高めることができる環境、そして、各競技の指導者が適材適所で能力をより発揮できるよう、学校と地域の連携による競技力の向上を図る施策を研究します。

●アスリートのキャリア形成支援

- ・競技団体と連携し、企業の理解を得て、将来の指導者として可能性のある優秀選手の雇用を促進するほか、地域での運動指導に関わる機会の拡大等を通じ、アスリートのキャリア形成を支援します。

●アスリートの県内就職促進

- ・県スポーツ協会と競技団体の情報を共有し、協力しながら「岡山県アスリート就職支援事業」を継続実施し、将来の指導者としても期待できる若手人材の確保に取り組みます。

3 指導者の育成・資質向上

【現状と課題】

- ◆平成17（2005）年の岡山国体に向けた指導者養成事業が功を奏し、現在に至るまで本県の競技力はある一定レベルを維持してきました。今現在、指導者の世代交代等を迎えるにあたり、次世代の指導者を育成し、一貫指導体制を上手く引き継いでいくことが求められています。
- ◆平成30年（2018）年度から令和2（2020）年度まで、各競技団体の新たな核となる指導者を対象に、コーチングの有識者を招聘し、国のモデル・コア・カリキュラムを参考とした研修会を開催しました。
- ◆令和3（2021）年度から、45歳未満の若手・中堅指導者、成年選手を対象にし

た「指導者レベルアップ事業」を実施し、「レベルアップ研修」として、各競技の専門的な知識を習得する機会の補助を行いました。また、「スキルアップ研修」として、日本トップレベルの指導者を講師に招き、指導法を学ぶと同時に、学んだ知識や指導方法をフィードバックすることで、県内指導者全体のレベルアップを狙いました。

- ◆スポーツ現場での体罰・暴力・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等、スポーツ指導者の不適切な指導等が社会問題化している現状に鑑み、指導者一人一人の規範意識や資質を継続して高めることが求められています。
- ◆障害者スポーツを専門的に指導できる指導者の数は十分とは言えず、障害者スポーツの競技力を高めるためには、指導者を養成する必要があります。

【今後の施策展開の方向】

●指導者の育成とその資質の向上

- ・県スポーツ協会や競技団体と連携し、全国トップレベルで活躍できるアスリートを育成できる指導者の育成を目的とした指導者育成事業に取り組むとともに、次代を担う指導者の養成にも努めます。
- ・国、（公財）日本スポーツ協会（以下、「日本スポーツ協会」という。）及び競技団体と連携し、指導者養成の基準カリキュラムとして国が策定したグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」を県内スポーツ指導者等へ普及することにより、指導内容の質の確保を目指します。
- ・日本スポーツ協会は、短期間で取得可能な資格の創設や、スポーツ指導者の育成に係る体制を整備する等、体系的で効果的なスポーツ指導者育成制度の構築に取り組み、原則として指導現場に立つすべての指導者が資格を有するよう求めることにより指導者の質を保証する取組を促進することとしており、県としてもその活動に協働します。
- ・国や県内競技団体と連携し、総合型地域スポーツクラブや民間クラブ等におけるスポーツ指導機会を充実させ、スポーツ指導者が「職」として従事する環境を醸成できるよう研究します。
- ・障害の特性に応じた専門的な知識、技術や技能を備え、地域で障害者スポーツを支える指導者の育成を図るため、県障害者スポーツ協会、市町村、競技団体、各障害者関係団体、障がい者スポーツ指導者協議会等と連携し、指導員養成講習や研修の実施等により、障がい者スポーツ指導員の育成・資質向上を図ります。

●スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶

- ・スポーツ分野におけるあらゆる暴力・不適切な指導等の根絶に向けて、相談窓口の設置とその活用等を進めます。
- ・スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等をせず、また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成します。
- ・問題事例の情報提供と研修の充実を図ります。

4 障害者アスリートの育成と支援体制の構築

【現状と課題】

- ◆本県ゆかりの選手が、2021年東京パラリンピックには4名が出場、金メダルを2つ獲得、2022年北京パラリンピックには1名が出場、3種目で入賞するなど、県民に深い感動を与え、障害者スポーツへの関心を高めるとともに、大きな励みとなりました。
- ◆競技力の向上を図るためには、全国大会等高い競技レベルを体験することが有効です。
- ◆アスリートの発掘については、パラリンピック競技においては、これまで実施してきたジャパン・ライジング・スタープロジェクト等について、継続的な改善を図りつつ、引き続き取り組んでいく必要があります。
- ◆障害者スポーツを専門的に指導できる指導者の数は十分とは言えず、障害者スポーツの競技力を高めるためには、指導者を養成する必要があります。

【今後の施策展開の方向】

●障害者アスリートの育成・強化（基本施策II-1再掲）

- ・2024年パリオリンピック・パラリンピック及び2026年ミラノ・コルティナオリンピック・パラリンピックの開催に向けて、本県ゆかりの選手が一人でも多く出場し活躍できるよう、各競技団体等から推薦されたトップアスリートの活動を支援します。
- ・専門的な知識や技能を備えた指導者から指導を受けることができる環境づくりなどを通じて、国際大会で活躍できるアスリートの育成に努めます。

●障害者アスリート育成パスウェイの構築

- ・競技スポーツの普及・アスリートの育成を図り、中央競技団体の強化へつながる体制の構築を、県内競技団体とともに研究します。

●障害者スポーツ指導者の育成・資質向上（基本施策II-3再掲）

- ・障害の特性に応じた専門的な知識、技術や技能を備え、地域で障害者スポーツを支える指導者の育成を図るため、県障害者スポーツ協会、市町村、競技団体、各障害者関係団体、障がい者スポーツ指導者協議会等と連携し、指導員養成講習や研修の実施等により、障がい者スポーツ指導員の育成・資質向上を図ります。

5 アスリートの安全・安心の確保

【現状と課題】

- ◆体育活動中の死亡事故を含む重大事故は、減少傾向にあるものの、依然として一定程度発生している状況です。
- ◆県スポーツ協会において、「日本スポーツ協会公認スポーツドクター岡山県協議会」を設立し、「スポーツ立県おかやま」の発展に向けて、必要な医・科学に関するサポートを行っています。
- ◆近年、アスリート等による違法賭博や違法薬物、スポーツ団体での不正経理、スポーツ指導者による暴力、ファン等による人種差別や暴力行為、アスリートに対するSNS等での誹謗中傷などの問題が生じています。

- ◆国内では、毎年数件のドーピング防止規則違反が発生しており、アスリートや指導者はもとより、医師・薬剤師等を含めた幅広い層に対する教育・研修活動の充実が課題です。
- ◆これまで、教育・研修の実施、コンプライアンス等に関する規程整備、相談窓口の設置等について、関係競技団体に啓発してきました。しかしながら、各競技団体においての積極的・主体的取組となっているとは言い難く、スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）の取組に対するモニタリングや評価の仕組みについても十分とはいえない状況です。
- ◆スポーツ庁が策定した「スポーツ団体ガバナンスコード」の周知を図っています。
- ◆アスリートの安全・安心の確保はもちろん、スポーツの価値を誰もが享受できるよう、スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組む必要があります。

【今後の施策展開の方向】

●スポーツ事故・スポーツ障害の防止

- ・競技団体、総合型地域スポーツクラブ等に対し、スポーツ安全に係る情報を発信し安全対策を促す仕組みを整備し、定期的に普及啓発を行います。
- ・事件事例の情報提供や事故防止に関する研修等を充実させます。

●スポーツ医・科学の取組支援

- ・県スポーツ協会や（公社）岡山県医師会（以下、「県医師会」という。）、（一社）岡山県薬剤師会（以下、「県薬剤師会」という。）等と連携し、アスリートやサポートスタッフ、医師や薬剤師等の幅広い層に対する研修活動における指導を推進します。
- ・県スポーツ協会が設立している「日本スポーツ協会公認スポーツドクター岡山県協議会」と連携し、競技力の向上や県民の健康・体力の増進、スポーツの振興等に取り組めます。
- ・アスリートを安全・健康管理等のメディカル・コンディショニング面で支える専門スタッフの養成やその活用を拡大します。

●スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶（基本施策II-3再掲）

- ・スポーツ分野におけるあらゆる暴力・不適切な指導等の根絶に向けて、相談窓口の設置とその活用等を進めます。
- ・スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等をせず、また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成します。
- ・問題事例の情報提供と研修の充実を図ります。

●アスリートに対する誹謗中傷の防止

- ・スポーツを実施する者に対するインターネット上の誹謗中傷や、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害を防止するため、統括団体を始めとする関係団体等と連携してこれらの問題に関する意識啓発及び被害防止のための関係団体の取組事例の共有等に取り組めます。

●ドーピング防止の啓発

- ・県スポーツ協会や県医師会、県薬剤師会等と連携し、アスリートやサポートスタッフ、医師や薬剤師等の幅広い層に対する教育研修活動及び学校における指導を推進することにより、一層のドーピングの防止に努めます。
- ・県スポーツ協会が主体となって国民体育大会に出場する選手、指導者を対象に、毎年アンケート調査やアンチ・ドーピング研修会を継続実施します。

●スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンス徹底

- ・各競技団体に対し、その規模にかかわらず、それぞれの団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう、ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等を実施します。
- ・スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図ります。

基本施策III

スポーツを通じたともに生き豊かさが実感できる地域の創造

～東京オリンピック・パラリンピック「スポーツ・レガシー」の継承及び共生社会の実現と地域の活性化～

地域と連携した運動・スポーツ活動の推進により共生社会の実現を目指すとともに、おかやまマラソンやトップクラブチームの活躍、第79回国民スポーツ大会冬季大会等の開催を通じて地域の活性化に取り組み、東京オリンピック・パラリンピック「スポーツ・レガシー」を継承します。

1 地域と連携した運動・スポーツ活動の推進による共生社会の実現

【現状と課題】

- ◆総合型地域スポーツクラブは、「誰でも」「いつでも」「世代を超えて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツ」を日常的に楽しむことができる多種目、多世代、多志向のスポーツクラブで、地域の人々によって自主的に運営されています。
- ◆県内には、令和4年（2022）年7月末時点で、21市町に43クラブがあります。地域における運動・スポーツの担い手であるとともに、学校運動部活動との連携、スポーツを通じたまちづくりへの参画など、地域課題の解決や活性化に取り組むクラブもあります。
- ◆国の「第3期スポーツ基本計画」では、総合型地域スポーツクラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要であるとしています。
- ◆一方、会費収入だけでは運営が困難な総合型地域スポーツクラブも多く、運営基盤が盤石とは言えない状況です。自主財源や人材の確保、事業拡大に向けてのNPO法人格の取得促進など、運営の安定化も課題となっています。
- ◆総合型地域スポーツクラブの創設や育成を支援することが期待される広域スポーツセンターについては、日本スポーツ協会、SC全国協議会（総合型地域スポーツクラブ全国協議会）、（独）日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という。）等と連携し、広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築を図っており、本県では、県スポーツ協会がその役割を担っています。
- ◆東京オリンピック・パラリンピックを契機とした県民のスポーツへの関心の高まりを、「スポーツ・レガシー」としてスポーツを通じたまちづくりの取組に転化させ、将来にわたって継続させていくことが重要です。

【今後の施策展開の方向】

●総合型地域スポーツクラブの創設や充実への支援

- ・県スポーツ協会や市町村等と連携し、住民ニーズに応じて総合型地域スポーツクラブ設立の働きかけを行います。

- ・日本スポーツ協会が作成した「持続可能な推進に向けた取組の指針の到達に向けた評価指標（KPI）」等の活用を促進し、PDCAサイクルにより運営の改善等を図り、自立的で安定した運営のできるクラブの増加に取り組みます。
- ・総合型地域スポーツクラブの指導者が学校の運動部活動を指導するなど、総合型地域スポーツクラブと学校運動部活動の連携に取り組みます。
- ・総合型地域スポーツクラブによる地域課題の解決のための取組等を把握し、先進事例の情報提供等を通じて、総合型地域スポーツクラブの質的充実を支援します。
- ・県スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ岡山協議会と連携し、総合型地域スポーツクラブ間の情報共有を図り、生涯スポーツの振興について取組を進めます。
- ・障害のある人が身近な地域で気軽にスポーツ活動に参加できるよう、総合型地域スポーツクラブの「地域スポーツクラブへの障がい者スポーツ導入ガイドブック」を普及し、障害のある人の受け入れが促進されるよう取り組みます。

●広域スポーツセンターの機能充実

- ・広域スポーツセンターが行う総合型地域スポーツクラブの未設置市町村への設立支援や運営及び活動の活性化支援、総合型地域スポーツクラブ間のネットワーク強化、スポーツボランティアの育成等を支援します。

●スポーツ・健康まちづくりの推進

- ・東京オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツを通じた健康づくりやまちづくりを行う地域や新たに取り組む地域を市町村等の状況に応じて支援します。

2 大規模スポーツイベント、合宿等を通じた地域活性化

【現状と課題】

- ◆県内には、岡山県総合グラウンド内にある陸上競技場（愛称：シティライトスタジアム）・体育館（愛称：ジップアリーナ岡山）、美作ラグビー・サッカー場、備前テニスセンター、倉敷マスカットスタジアムなど、全国規模のスポーツイベントの開催や日本代表クラスのスポーツ合宿が可能な施設が充実しています。また、県スポーツ協会が管理運営する玉野スポーツセンターは、県内外の学生等の研修や合宿施設として重要な役割を果たしています。
- ◆世界レベルや全国規模のスポーツイベント、トップチームの合宿等を誘致することにより、子どもたちとトップ選手との交流だけでなく、地域をあげてのおもてなしによる一体感や活力の醸成、マスメディア等が取り上げることによる地域の情報発信にもつながります。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響によりマスカットスタジアムでプロ野球の開催ができない年もありましたが、公式戦とオープン戦の開催数を増やすことができるよう誘致活動を進め、球場周辺の賑わいづくりにつなげる必要があります。
- ◆平成27（2015）年にスタートした「おかやまマラソン」は、ボランティア参加も含めて、県民が様々な形でスポーツに参画する契機となり、スポーツへの関心

の高まりやおもてなし気運の醸成など、地域の活性化につながっています。

- ◆おかやまマラソンへの参加、トップクラブチームの試合観戦など、スポーツの参加や観戦を目的に来県する人が、県内の観光地を訪れたり、食事や買い物を楽しんだりするという効果も生まれています。
- ◆豊かな自然環境などの地域資源とスポーツを掛け合わせて観光を楽しむスポーツツーリズムが多様化しており、県内でも、このようなイベントの開催及び環境整備等が進んでいます。

【今後の施策展開の方向】

●大規模なスポーツ大会等の誘致、開催支援

- ・スポーツの裾野拡大による競技力の向上、スポーツを通じた情報発信や地域活性化を図るため、世界レベルや全国規模のスポーツイベント、国を代表するレベルのチームの合宿を誘致し、その開催を支援します。
- ・平成17（2005）年に県をはじめとする行政機関、経済団体、報道機関等32団体で設立した「岡山にプロ野球を誘致する会」を中心に、マスカットスタジアム（倉敷スポーツ公園野球場）へのプロ野球誘致の働きかけ、観客動員につながる各種活動や球場周辺の賑わいづくりを展開します。
- ・県内の充実したスポーツ施設について、ホームページやSNS等を活用して情報発信に取り組みます。

●おかやまマラソンによる情報発信と地域経済の活性化

- ・大会運営に係る改善を図るとともに、岡山らしいおもてなしに一層工夫を凝らすことで大会の満足度を高め、全国に向けた情報発信につなげます。また、県外からも参加を促すことで地域経済の活性化を図ります。

●スポーツツーリズムの推進

- ・「シー トゥー サミット」（備前市）、「ヒルクライムチャレンジシリーズ」（高梁市）など市町村が開催するイベントについて、情報提供をはじめとした支援を行い、地域の活性化及びスポーツツーリズムの推進を図ります。

3 トップクラブチームを核とした地域活性化

【現状と課題】

- ◆県内を拠点に活躍するトップクラブチームは、県民に夢や勇気、感動を与えてくれる本県の地域資源であり、県民の一体感の醸成やスポーツを通じた地域の活性化に貢献しています。
- ◆トップクラブチームの活躍は、県民がスポーツに関心を持ち、「する」「みる」「ささえる」という様々な形でスポーツ活動に取り組む契機ともなっています。
- ◆一方、新型コロナウイルス感染症等の影響により、トップクラブチームのホームゲーム観客動員数が減少しているところですが、県民がスポーツを楽しむことができるような仕組みを考えていくことは重要です。
- ◆引き続き、トップクラブチームのホームゲームと連携した応援イベント等を開催し、また、トップクラブチームに所属する選手・指導者によるスポーツ教室等を

通じて、ファン・サポーター等の拡大及び運動・スポーツ活動の機会の提供に取り組む必要があります。

- ◆県外からの誘客促進や県域を越えた交流、観光・物産による地域の活性化をより推進していくために、トップクラブチームのホームゲーム等と連携し、県内外のファン・サポーター等に対して効果的に情報発信することも重要です。

【今後の施策展開の方向】

●トップクラブチームの応援機運の醸成

- ・ポストコロナにおいても、安心してトップクラブチームのホームゲームに会場してもらえよう感染防止策を徹底した上で、観客数やファン・サポーター等が増加して支援の輪が広がるように、各種広報媒体を通じたチーム活動の広報やホームゲームを盛り上げるイベントの開催などにより、応援気運の醸成を図ります。

●トップクラブチーム等との連携による交流促進と地域経済の活性化

- ・Jリーグ所属チームがホームタウンとしている中四国の自治体と連携し交流を深めるとともに、岡山の観光情報の発信や、アウェイサポーターに向けた岡山への誘客促進を図り、地域活性化へつなげます。
- ・Jリーグ以外のトップクラブチームとも連携し、ホームゲーム等を活用しながら、地域の活性化やスポーツツーリズムの推進を図ります。
- ・トップクラブチーム間のさらなる連携強化を促進し、県全体における地域経済の活性化に寄与します。

●トップクラブチームと連携した取組（基本施策I-1再掲）

- ・県内を拠点に活躍するトップクラブチームのホームゲーム等を活用したスポーツ体験や、トップクラブチーム等に所属する選手・指導者を学校やスポーツ少年団等へ派遣するスポーツ教室等を通じ、運動・スポーツ活動の機会の提供に取り組めます。

●環境の変化に応じた支援

- ・新型コロナウイルス感染症等の影響による観客動員数の減やリーグの再編等トップクラブチームを取り巻く環境の変化や、新たな時代の動きに応じて、支援を行います。

4 第79回国民スポーツ大会冬季大会の開催

【現状と課題】

- ◆「第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会」が令和7（2025）年に本県で開催されることが、令和4（2022）年7月に決定しました。
- ◆これらの競技会は、これまでその競技特性などから東日本などの限られた地域でしか開催されておらず、西日本で開催されるのは今大会が初めてとなります。
- ◆この機会を活用し、本県の多彩な魅力を全国に発信するとともに西日本における冬季大会の開催可能性を広げる新たな国民スポーツ大会の実現が求められています。

【今後の施策展開の方向】

●大会の成功

- ・会場となる岡山市、倉敷市をはじめ、関係機関及びスポーツ団体との緊密な連携のもとに、大会の運営に万全を期し、大会の成功につなげます。

●本県の魅力を全国に発信する大会

- ・全国からの参加者をおもてなしと感謝の心をもって歓迎し、豊かな自然、歴史史跡、アートスポットや自慢の逸品など、温暖な気候に恵まれた岡山の魅力発信や地域の活性化につなげる大会を目指します。

●今後の冬季大会のモデルを目指した大会

- ・既存施設の有効活用や効率的な大会運営など、過去の例にとらわれず、不足するリソースを新たな視点や工夫によって補うことで、今後の冬季大会の開催が全国各地へと広がる新しいモデルとなる大会を目指し、冬季スポーツの普及・振興に寄与します。

●「スポーツ立県おかやま」の発展に資する大会

- ・本県の競技力向上を図るとともに、冬季スポーツに親しんでもらう機会の創出や魅力のPRにより、スポーツの振興と健康で活力に満ちた社会の実現に寄与します。

基本施策Ⅳ

スポーツ環境の整備

～「ハード」「ソフト」「人材」の充実～

指導者・ボランティアなど多様な人材の育成、スポーツ施設の機能の充実、DXの推進、情報発信等を通じて、スポーツ環境の整備に取り組みます。

1 指導者・ボランティアなど多様な人材の育成、活躍の場の創出

【現状と課題】

- ◆平成17（2005）年の岡山国体に向けた指導者養成事業が功を奏し、現在に至るまで本県の競技力はある一定レベルを維持してきました。今現在、指導者の世代交代等を迎えるにあたり、次世代の指導者を育成し、一貫指導体制を上手く引き継いでいくことが求められています。
- ◆障害者スポーツを専門的に指導できる指導者の数は十分とは言えず、障害者スポーツの競技力を高めるためには、指導者を養成する必要があります。
- ◆スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツの実技指導やニュースポーツの普及などに取り組んでいます。技術的な指導はもとより、スポーツの価値の啓発、行政と地域の競技団体や住民等との連絡調整等の役割も期待されています。
- ◆スポーツ推進委員をはじめ、スポーツ少年団の指導者など地域におけるスポーツ指導者には、スポーツそのものの楽しさを伝えることや競技力向上のための指導技術も求められており、地域において重要な役割を果たしています。しかし、登録者の減少が進むとともに高齢化が進んでおり、後継者不足が課題となっています。
- ◆令和4（2022）年度の本県のスポーツ推進委員の人数は900人、男女比は概ね7：3で、約10年間はほとんど変わっていません。
- ◆日本パラスポーツ協会が認定する「障がい者スポーツ指導員」は、令和4（2022）年7月末現在、県内で約400人が登録されています。多様な障害のある人のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を生かしてスポーツ指導を行っていますが、指導者の数は十分とはいえません。
- ◆障害者スポーツを継続的に地域で実施していくためには、地域で障害者スポーツの指導にあたる人が必要で、地域におけるスポーツ振興の中心であるスポーツ推進委員等が障害者スポーツに理解を深め、障害者スポーツの企画・立案を行うなど地域のキーパーソンとして活動することが求められます。
- ◆このほか、スポーツ施策を推進する人材が専門的知識等を習得する機会が少ないという点も課題であると認識しています。
- ◆総合型地域スポーツクラブの創設や育成を支援することが期待される広域スポーツセンターについては、日本スポーツ協会、SC全国協議会（総合型地域スポーツクラブ全国協議会）、JSC等と連携し、広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築を図っており、本県では、県スポーツ協会がその役割を担っています。

- ◆スポーツイベントの開催やトップクラブチームの試合の運営には、ボランティアの存在が必要不可欠であり、試合や大会の成否にも影響しています。また、競技団体に所属している人も審判等としてスポーツボランティアの役割を担っています。
- ◆障害者スポーツの大会等は、高校、大学、専門学校や福祉団体等からのボランティアに支えられ開催されており、大会開催ではボランティアが重要な役割を担っています。

【今後の施策展開の方向】

●指導者の育成とその資質の向上（基本施策II-3再掲）

- ・県スポーツ協会や競技団体と連携し、全国トップレベルで活躍できるアスリートを育成できる指導者の育成を目的とした指導者育成事業に取り組むとともに、次代を担う指導者の養成にも努めます。
- ・国、日本スポーツ協会及び競技団体と連携し、指導者養成の基準カリキュラムとして国が策定したグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」を県内スポーツ指導者等へ普及することにより、指導内容の質の確保を目指します。
- ・日本スポーツ協会は、短期間で取得可能な資格の創設や、スポーツ指導者の育成に係る体制を整備する等、体系的で効果的なスポーツ指導者育成制度の構築に取り組み、原則として指導現場に立つすべての指導者が資格を有するよう求めることにより指導者の質を保証する取組を促進することとしており、県としてもその活動に協働します。

●障害者スポーツの指導者の育成・資質向上（基本施策II-4再掲）

- ・障害の特性に応じた専門的な知識、技術や技能を備え、地域で障害者スポーツを支える指導者の育成を図るため、県障害者スポーツ協会、市町村、競技団体、各障害者関係団体、障がい者スポーツ指導者協議会等と連携し、指導員養成講習や研修の実施等により、障がい者スポーツ指導員の育成・資質向上を図ります。

●スポーツ推進委員など地域でスポーツを支える人材への支援

- ・スポーツ推進委員については、地域のスポーツ推進に欠かせないことから、市町村と連携し人材の確保とさらなる資質の向上を図ります。
- ・県スポーツ協会や競技団体等と連携・協力し、引き続き、公認スポーツ指導者資格の取得や講習会実施の促進や支援を進めます。
- ・県スポーツ協会、競技団体、関係機関や大学等と連携し、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の指導者を対象に、スポーツ指導及び障害者スポーツ指導に係る研修や啓発を行います。
- ・競技団体主催の大会に係る役員等の人材確保に向けた、講習会や研修会等を開催します。
- ・指導者情報への登録促進及び更新、積極的周知を進めるために、スポーツ情報ウェブサイト「おかやまスポーツナビ」の活用を図ります。

●障害者スポーツの指導者の養成（基本施策I-4再掲）

- ・障害の特性に応じた専門的な知識、技術や技能を備え、地域で障害者スポーツ

を支える指導者の育成を図るため、県障害者スポーツ協会、市町村、競技団体、各障害者関係団体、障がい者スポーツ指導者協議会等と連携し、指導員養成講習の実施等により、障がい者スポーツ指導員の養成と活用の促進を図ります。

●スポーツ施策担当者の専門性向上

- ・スポーツ施策を推進する人材が、専門的知識等を習得する機会が増えるよう、市町村担当者会議等を通じ、研修の機会を提供します。

●広域スポーツセンターの機能充実（基本施策III-1再掲）

- ・広域スポーツセンターが行う総合型地域スポーツクラブの未設置市町村への設立支援や運営及び活動の活性化支援、総合型地域スポーツクラブ間のネットワーク強化、スポーツボランティアの育成等を支援します。

●大規模スポーツ大会等のボランティア活動への参加促進

- ・必要に応じ、ホームページ等を活用して県のスポーツイベント等へのボランティア参加を呼びかけます。また、スポーツボランティアが活躍できる場の拡充に努めます。

●障害者スポーツボランティアの参加推進（基本施策I-4再掲）

- ・障害者スポーツの大会は、高校、大学、専門学校や福祉団体からのボランティアの協力により支えられていることから、障害者スポーツに関する魅力や情報を発信し、障害者スポーツ及びスポーツボランティア活動に関する関心を高め、ボランティア活動への参加を推進します。

2 スポーツ施設の機能の充実と活用の促進

【現状と課題】

- ◆県営スポーツ施設については、老朽化対策のための施設の長寿命化や施設の機能維持、安全性確保のため、修繕・改修や備品の更新等必要に応じて計画的に整備しており今後も継続した取組が必要です。
- ◆県・市町村ともに施設の在り方を含め、公共施設に関する総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針「公共施設マネジメント方針」に基づくスポーツ施設に係る個別施設計画の策定については、県は完了しているものの、市町村は約半数の完了となっており、全市町村の早急な対応が求められています。
- ◆ユニバーサルデザインの普及は、スポーツを「する」「みる」「ささえる」上で重要です。障害の有無、性別、年齢、能力等にかかわらず、すべての人がスポーツに親しむことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した環境整備が求められています。
- ◆施設管理者（指定管理者）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」による合理的配慮が求められています。
- ◆学校体育施設は学校体育の充実と運動部活動の活性化に重要な役割を果たしており、身近なスポーツ施設として有効に活用されています。
- ◆既存施設やオープンスペース等を活用するなど、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の充実が求められています。
- ◆競技用器具用具については、競技団体などが補修等に努めていますが、耐用年数

を大幅に超過しているものも見受けられます。また、競技ルールの改正等への対応が必要なものもあります。

【今後の施策展開の方向】

●ユニバーサルデザインに配慮した県営スポーツ施設の計画的な改修等

- ・地域住民の誰もが、施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設管理者（指定管理者）と連携し、バリアフリー法、岡山県福祉のまちづくり条例の基準や先進事例を参考に、ユニバーサルデザインに配慮しながら、施設の計画的な改修等を進めます。
- ・建物の性能と利用状況等を踏まえて、個別施設計画に基づき、耐震化を含む老朽化対策等の必要な施設整備を計画的に行います。
- ・市町村スポーツ施設に係る個別施設計画策定に関して、必要な支援を行います。

●施設のユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい環境づくり

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の趣旨について、施設管理者（指定管理者）に周知し、障害者の不当な差別的取扱いの防止や合理的配慮の取組を要請するとともに、障害の特性を理解し、障害のある人が困っていることに対し、ちょっとした手助けや心くばり等実践する「あいさポーター」を養成し、障害のある人への理解を事業者や県民に広めることにより、スポーツ施設における障害のある人の利用を促進します。
- ・施設管理者（指定管理者）に対して、先進事例を紹介するなどユニバーサルデザインに関する知識の向上を図り、障害のある人をはじめとして、県民誰もが使いやすい、きめ細かな配慮が行き届く環境づくりに努めます。

●スポーツ施設の安全確保の推進

- ・スポーツを楽しむためには、事故の未然防止や事故対応についての危機管理が必要です。県営スポーツ施設にはAED（自動体外式除細動器）を設置しており、事故の未然防止とともに、生命及び身体の安全確保を図りつつ、安全管理体制の一層の充実に努めます。
- ・施設管理者（指定管理者）の定期点検による安全管理によりスポーツ施設の安全確保を徹底します。また、指定管理者と連携し、安全管理に関するマニュアルに基づいて、事故防止や事故発生時の体制の整備に努めます。
- ・施設管理者（指定管理者）等を対象とした安全管理講習会を開催し、安全管理意識の向上等スポーツ施設の管理者の資質向上を図ります。

●県営スポーツ施設等の稼働率の向上

- ・スポーツ大会やイベント等の誘致のほか、各施設が行う自主企画やトレーニングジムの利用促進などの情報発信に加え、予約方法の工夫や施設利用料等のキャッシュレス化などの利便性を高めることで、稼働率の向上を図ります。
- ・県南部健康づくりセンターにおいては、障害のある人もない人もすべての県民に対する運動・栄養指導、健康診断、健康づくりに関する調査研究等を行い、県有施設の健康増進の専門的な拠点施設として県民の健康づくりを推進します。

- ・施設の管理運営について指定管理者制度を活用し、利用者へのサービス向上や管理運営の効率化を図りながら、一層の利用拡大に取り組みます。

●学校施設の開放等

- ・地域におけるスポーツ活動の場の一つとして、学校体育施設を地域住民に有効かつ効率的に活用できるように、授業や部活動をはじめ学校教育活動等に配慮しながら、学校開放事業を進めます。
- ・障害のある人が生涯にわたってスポーツ活動を楽しむための基盤づくりのひとつとして特別支援学校を活用できるよう、学校開放や器具・用具の貸出に努めます。

●オープンスペース等の活用

- ・市町村、スポーツ団体、民間事業者等と連携し、オープンスペース等を活用したスポーツの場の創出を図ります。

●競技用器具の充実

- ・県スポーツ協会や競技団体等と連携し、現状把握や競技ルール改正等の情報収集を行い、競技用器具用具の充実の在り方について検討します。

3 スポーツ界におけるDXの推進

【現状と課題】

- ◆IT化の進展の中、新型コロナウイルス感染拡大期の外出自粛の影響も受け、デジタル環境・データ環境の整備が急速に進展するとともに、屋内でできる活動に対する需要の高まりが継続しています。
- ◆デジタル技術及びそれによって得られた各種データを活用することによって、スポーツ観戦を中心とする分野におけるエンターテインメント性の向上、「する」分野における新たなスポーツの創造、教える分野における教授法の改革等が進展しつつあります。
- ◆DXによるスポーツの価値向上、さらには、それによる新たなビジネスモデル展開等への期待が高まっています。

【今後の施策展開の方向】

●多様な主体の平等なスポーツの実施を可能にするデジタル技術の活用

- ・スポーツ情報や気軽にできる運動、スポーツの動画等を提供することにより、子どもから高齢者までの様々なスポーツを愛好する人々が、身近でスポーツに親しむことができるよう支援します。

●デジタル技術を活用したアスリートの支援

- ・県内のトップクラブチームや大学等と連携し、先進的な練習方法やトレーニングがアスリートに提供できるよう、デジタル技術の活用に取り組みます。

●スポーツに係るデータの集約・解析等を実施するための体制づくり

- ・JSCが実施しているジャパン・ライジング・スタープロジェクトの活用や、県内大学や競技団体との連携等を通じて、スポーツに係るデータを有効的に活用する体制づくりに取り組みます。

●県営スポーツ施設等の稼働率の向上（基本施策Ⅳ－2再掲）

- ・スポーツ大会やイベント等の誘致のほか、各施設が行う自主企画やトレーニングジムの利用促進などの情報発信に加え、予約方法の工夫や施設利用料等のキャッシュレス化などの利便性を高めることで、稼働率の向上を図ります。

4 誰もがスポーツに気軽に親しめる情報発信

【現状と課題】

- ◆スポーツ情報ウェブサイト「おかやまスポーツナビ」を開設し、「する」「みる」「ささえる」という様々なスポーツの楽しみ方や、実際に参加するための情報を発信しています。情報の充実や、検索方法の工夫など、利便性の向上が求められています。
- ◆国際大会や全国大会で活躍したアスリート、地域において生涯スポーツの振興に尽力し、多大な貢献のあった指導者に対する表彰制度を設けています。表彰制度は、その功績を称えるだけでなく、スポーツの文化的価値を高め、後進への啓発、郷土愛の醸成などに寄与するものです。
- ◆働く世代・子育て世代や障害のある人など、これまでスポーツに取り組む機会が少ない人や、スポーツにあまり興味がない人、あるいは、スポーツ経験者等が引き続き参加できるなど、個々の状況に応じてスポーツ活動に参加するきっかけづくりが必要です。

【今後の施策展開の方向】

●誰もがスポーツに気軽に親しめる情報発信の充実

- ・県内のスポーツに関する情報発信を通じて、「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しみ方を提案し、スポーツに親しむ機会の提供を図ります。
- ・スポーツ情報ウェブサイト「おかやまスポーツナビ」の充実を図り、「おかやまスポーツナビ」と連動してFacebookなどSNSをはじめとした多様なメディアを活用し、県内のスポーツに関する情報を発信します。
- ・市町村スポーツ施設の情報収集し、「おかやまスポーツナビ」に掲載して利用者の利便性の向上を図るとともに、スポーツ施設の活用を促進します。
- ・ニュースポーツやウォーキングなど誰もが気軽に親しむことができる運動・スポーツを普及するため、市町村やスポーツ団体等と連携し、ニュースポーツの紹介、ウォーキングマップの情報提供等を行うとともに、（一社）岡山県レクリエーション協会（以下、「県レクリエーション協会」という。）に登録する指導者などを活用しながら普及促進を図ります。
- ・トップクラブチームの試合、全国規模の大会やおかやまマラソン等を通じ、「みる」スポーツの楽しさを広く県民の皆さんに伝えます。
- ・県スポーツ協会や県レクリエーション協会と連携し、スポーツの楽しさや喜びを体験できるイベント「おかやまスポーツフェスティバル」やレク・スポーツの祭典「健康スポーツ・フェスティバル in OKAYAMA」を開催します。
- ・おかやまマラソンをはじめ、県内で開催されるスポーツイベントやその運営ボ

ランティア等に関する情報を提供します。

●表彰制度の充実

- ・多大な努力を称え、優れた功績を表彰することにより、次代のアスリートや指導者等へのモチベーションの向上にもつながるよう、今後も表彰制度の充実を図ります。

●スポーツの価値の啓発

- ・「する」「みる」「ささえる」という様々な形での自発的な参画を通して、楽しさやよろこびを感じることに本質を持つスポーツの価値を広く県民が共有できるよう、メディアの活用をはじめ、関係機関に理解と協力を求め、その意義をより一層県民に広報します。

1 「スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える」取組への参加に向けて

目標である「スポーツ立県おかやま」の発展のためには、すべての県民が、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、スポーツの意義について理解を深め、関心や適性、健康状態に応じて、それぞれの立場でスポーツ活動に積極的に参加し、スポーツ活動を通じて人との交流の輪を広げ、日常生活における生きがいづくり等、豊かで潤いのある暮らしや活力のある地域の創造を目指した取組を心がけることが望まれます。

(1) 県民のみなさんに期待される取組

自分の興味やライフスタイルなどに合った関わり方で、スポーツに参加することが期待されます。

○児童生徒

学校における体育の授業、運動部活動や地域のスポーツ活動等を通してスポーツの楽しさなどを体感し、スポーツが好きになることに加え、心身の健全な発達や体力の向上が図られることが期待されます。

○働く世代

仕事、子育て、介護など日々の生活が忙しい方々も多くおられますが、スポーツの意義に理解を深め、無理のない範囲でスポーツ活動に参加することが期待されます。

○高齢者

スポーツの意義に理解を深め、自身の健康の保持増進や地域における交流を通じた生きがいづくり等のために、スポーツ活動に積極的に参加することが期待されます。

○アスリート

自分の限界を越えようと挑戦するひたむきな姿、そして競技会における活躍は、県民に夢や勇気、感動を与えてくれます。培った技術や公正・協力・責任等の態度を子どもたちに伝えるなど、地域住民のスポーツ活動との好循環に寄与することが期待されます。

○地域におけるスポーツ指導者

地域でスポーツ指導に携わっている方々には、指導を受ける人の関心や適性等、多様なニーズに応じた指導が期待されます。

○ボランティア・サポーター

各地域のスポーツイベントやおかやまマラソン、トップクラブチームの試合等において運営を支えるなど、様々な役割を担っています。

活動を通じて交流の輪を広げたり、日常生活における生きがいづくりとするなど、「ささえる」スポーツに積極的に参加することが期待されます。

(2) 県の役割

本計画と「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」に基づき、各種施策を推進し、適切な進行管理を行います。

各種施策の実施にあたっては、スポーツ振興の中核的な組織である県スポーツ協会や県障害者スポーツ協会を中心に、市町村や各種スポーツ団体、学校体育団体など様々な主体と連携して、総合的かつ効果的に推進します。

(3) 市町村に期待される役割

地域の実状や特性に応じた施策を展開するための計画の策定に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体、スポーツ推進委員等との連携による取組等が期待されます。

(4) 学校等に期待される役割

○幼稚園・保育所

多様な動きを体験できる遊びに取り組んだり、望ましい基本的な生活習慣づくりに向けた取組を行うことが期待されます。

○小学校、中学校、高等学校、中等教育学校

学校教育活動に支障のない範囲において、学校施設を地域のスポーツ活動の場として提供することが期待されます。

また、地域でスポーツ活動に取り組む人々やスポーツ団体等との連携により、体育の授業や運動部活動等がより充実したものとなるよう期待されます。

○大学

学生によるスポーツボランティア活動への支援、指導者の養成、施設の開放など、大学が有する人的・知的・物的な資源を活用した地域貢献活動に取り組むことが期待されます。

(5) スポーツ団体等に期待される役割

スポーツ指導者の養成及び資質の向上を図り、県、市町村、各種スポーツ団体や指導者等と連携し、スポーツの裾野の拡大や競技力の向上等に取り組むことが期待されます。

特に、障害のある人のスポーツにおいては、県障害者スポーツ協会及び障害者関係団体との連携が重要であり、障害者スポーツの普及や選手育成のための連携促進に努めることが期待されます。

(6) 企業等に期待される役割

働く人々がスポーツを通じて豊かで潤いある生活を営むことができるよう、ワーク・ライフ・バランスに取り組んだり、地域貢献活動として地域スポーツへの参加や支援に取り組むことが期待されます。

2 進捗状況の管理

計画を効果的に推進するため、数値目標の達成状況や施策・事業の成果を適切に把握し、必要な見直しと改善を図ることにより次の取組に生かしていくPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善のサイクル）を働かせ、その結果をスポーツに関する学識経験者等からなる岡山県スポーツ推進審議会に報告するとともに、県ホームページに公表します。

資料編

資料 1	スポーツ基本法	48
資料 2	岡山県スポーツ推進条例	58
資料 2-1	岡山県スポーツ推進条例	
資料 2-2	岡山県スポーツ推進条例の概要	
資料 3	「スポーツ立県おかやま」宣言	62
資料 4	岡山県スポーツ推進審議会	63
資料 5	第2次岡山県スポーツ推進計画 策定の経過	64
資料 6	第3期スポーツ基本計画（概要）（出典：スポーツ庁）	65
資料 7	岡山県スポーツ推進計画の推移	66
その他資料		67
資料 8	岡山県スポーツ少年団 年度別登録状況	
資料 9	岡山県スポーツ推進委員 年度別状況	
資料 10	令和4年度新体力テスト（悉皆）の調査結果について	
資料 11	第4期岡山県障害者計画策定に係るアンケート調査結果（抜粋）	
資料 12	全国障害者スポーツ大会の選手団に係る成績等	
資料 13	国民体育大会における岡山県の天皇杯・皇后杯成績の推移	

スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。

これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよ

う、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施

設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実地的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポ

ーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要となる特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人

日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

岡山県スポーツ推進条例

平成 24 年 岡山県条例第 33 号

平成 24 年 7 月 3 日公布

(目的)

第 1 条 この条例は、スポーツが心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神のかん養等のために重要であるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であることに鑑み、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村及びスポーツ団体の責務又は役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「スポーツ団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

2 この条例において「スポーツ活動」とは、スポーツを行い、指導し、観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

(基本理念)

第 3 条 スポーツの推進は、全ての県民がスポーツの持つ意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、生涯にわたり身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。

2 スポーツの推進は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。

3 スポーツの推進は、青少年（満 18 歳に満たない者をいう。第 12 条において同じ。）の体力の向上を図るとともに、公正さ、規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。

4 スポーツの推進は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。

5 スポーツの推進は、県内に活動の拠点を置き、現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手又は県内に活動の拠点を置くスポーツチーム（以下「県のスポーツ選手等」という。）が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、競技水準の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。

6 スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。

7 スポーツの推進は、スポーツが、県民に夢、勇気及び感動を与えることに鑑み、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（次条及び第6条において「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村、スポーツ団体、大学その他の関係者との連携に努めるとともに、関係者相互の連携によるスポーツの推進に関する取組の促進に努めるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(スポーツ団体の役割)

第6条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策に理解を深め、県、市町村、他のスポーツ団体その他の関係者との協働に努めるものとする。

(推進計画の策定)

第7条 知事は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スポーツの推進に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、推進計画を策定するに当たっては、岡山県スポーツ推進審議会（岡山県スポーツ推進審議会条例（昭和37年岡山県条例第31号）に基づく岡山県スポーツ推進審議会をいう。）の意見を聴かななければならない。

3 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(県民のスポーツ活動への参加の促進)

第8条 県は、スポーツの持つ意義についての県民の理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じたスポーツ活動への自主的な参加を促進するよう努めるものとする。

(生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第9条 県は、全ての県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供、地域スポーツクラブ（地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体であって、体力、年齢、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。）及び地域におけるスポーツ活動を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第10条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が設置するスポーツ施設（当該施設の設備を含む。次項において同じ。）の整備及び機能の維持増進に努めなければならない。

2 県は、県が設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。第13条において同じ。）及びスポーツ施設を県民がスポーツ活動の場として、有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動の推進)

第11条 県は、県民の心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動を推進するため、当該スポーツ活動に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年のスポーツ活動への参加の機会の提供)

第12条 県は、青少年の心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、青少年がスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校における体育の充実)

第13条 県は、学校における体育の充実を図るため、教員の体育に関する資質の向上を図るとともに、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害のある人のスポーツ活動の推進)

第14条 県は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供、障害のある人のスポーツ活動に携わる人材及び団体の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上等)

第15条 県は、競技水準の向上を図るため、県のスポーツ選手等又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会又は講習会の開催等による県のスポーツ選手等、その指導者及びスポーツ団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツに伴う事故の防止等に関する啓発及び知識の普及並びにスポーツ医科学の活用の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるよう、地域社会の各分野において活躍することができる知識及び技能の習得に対する支援並びに環境の整備に努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化等)

第16条 県は、スポーツを通じた地域の活性化及び一体感の醸成並びに県の情報の発信を図るため、県のスポーツ選手等と県民の交流又は地域スポーツクラブ相互の交流の促進、スポーツの大会の開催又はスポーツの合宿の誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第17条 県は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者その他スポーツの推進に特に功績があったと認められるものの顕彰を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県スポーツ推進条例の概要

第1章 計画の概要

第2章 スポーツの現状

第3章 岡山県が目指す姿

第4章 基本施策

第5章 計画の進め方

資料編

心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現を目指して

条例制定の目的(第1条)

- (1) スポーツの推進に関し、基本理念を定める。
- (2) 県、市町村及びスポーツ団体の責務又は役割を明らかにする。
- (3) スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定める。
- (4) スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- (5) 県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する。

基本理念(第3条)

定義(第2条)

- (1) スポーツの推進は、全ての県民がスポーツの持つ意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、生涯にわたり身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。
- (2) スポーツの推進は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。
- (3) スポーツの推進は、青少年(満18歳に満たない者をいう。第12条において同じ。)の体力の向上を図るとともに、公正さ、規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。
- (4) スポーツの推進は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。
- (5) スポーツの推進は、県内に活動の拠点を置くスポーツチーム(以下「県のスポーツ選手等」という。)が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、競技水準の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。
- (6) スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。
- (7) スポーツの推進は、スポーツが、県民に夢、勇気及び感動を与えることに鑑み、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

県の責務(第4条)

○スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する。
○市町村、スポーツ団体、大学その他の関係者との連携に努めるとともに、関係者相互の連携によるスポーツの推進に関する取組の促進に努める。

市町村の役割(第5条)

基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努める。

スポーツ団体の役割(第6条)

基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策に理解を深め、県、市町村又は他のスポーツ団体その他の関係者との協働に努める。

計画の策定(第7条)

スポーツ推進に関する計画の策定

具体化

基本的な施策

★県民のスポーツ活動への参加の促進(第8条)

★生涯にわたるスポーツ活動の推進(第9条)

★スポーツ施設の整備等(第10条)

★心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動の推進(第11条)

★青少年のスポーツ活動への参加の機会の提供(第12条)

★学校における体育の充実(第13条)

★障害のある人のスポーツ活動の推進(第14条)

★競技水準の向上等(第15条)

★スポーツを通じた地域の活性化等(第16条)

★顕彰(第17条)

★財政上の措置(第18条)

「スポーツ立県おかやま」宣言

平成24（2012）年7月16日

【前文】

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、その推進は、青少年の健全育成や人々の健康と体力の保持増進に役立つばかりでなく、地域の活力を高めるとともに地域の一体感を醸成します。

私たちの郷土岡山は、豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、古くからスポーツが盛んで、オリンピックをはじめ、各種の国際競技会で優秀な成績を収めるなど、その時代ごとに優れた選手を輩出してきました。

また、平成17年に開催した「晴れの国おかやま国体・輝いて！おかやま大会」を契機に蓄積された本県の競技力は今も高い水準を維持しており、近年の本県ゆかりのトップアスリートやトップチームの活躍と相まって、県民のスポーツへの関心は大いに盛り上がっています。

県では、このような盛り上がりをさらに発展させ、県民一人ひとりが、スポーツを通じて、健康な身体と豊かな心を育み、郷土岡山を誇りに感じ、未来に夢と希望を持つことができる地域社会をつくるため、「岡山県スポーツ推進条例」を制定しました。

全ての県民が生涯にわたり、「スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える」というスポーツ活動に参加することにより、スポーツを通じた人づくり、健康づくり、地域づくりの輪が広がり、夢、勇気、感動を創出できる岡山の実現を目指して、県をはじめ、市町村、スポーツ団体など県民総参加によるスポーツの推進に取り組めます。

【みんなで目指す岡山】

- 一 子どもから高齢者まで、全ての人が生涯にわたり身近にスポーツに親しむことができる岡山
- 二 世界の舞台で活躍するトップアスリートを数多く発掘・育成し、優秀な成績を収めることができる競技力の高い岡山
- 三 障害のある人が、積極的にスポーツ活動に参加することができる岡山
- 四 高度な専門的知識と指導力を持つ指導者や心・技・体・知を兼ね備えたスポーツ選手を育成するとともに、その培われた能力を生かすことができる岡山
- 五 青少年の体力や運動能力の向上を図るとともに、規律を守り、協調性や思いやりの心を持った人間性豊かな子どもたちを育む岡山
- 六 スポーツ活動の場が確保され、安全に利用できる環境が整った岡山
- 七 県にゆかりの優秀なスポーツ選手や県内のトップチームを応援する気運が高まり、スポーツを通じて県民の一体感や活力が醸成され、元気あふれる岡山

以上、スポーツにかける想いを共有し、スポーツの推進に取り組むために、ここに「スポーツ立県おかやま」を宣言します。

岡山県スポーツ推進審議会

1 設置根拠

スポーツ基本法(第31条)

岡山県スポーツ推進審議会条例(昭和37年岡山県条例第31号)

2 設置目的

地域の実情に応じた本県にふさわしい総合的なスポーツの振興を行っていく上で、広く各界各層の意見を聞く必要があることから、スポーツ推進の計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するための合議制の機関として設置。

3 審議会の概要

(1) 委員構成等

学識経験者等県内の有識者20名以内、任期2年

(2) 委員(五十音順)

令和4(2022)年12月8日現在

氏名	役職	備考
赤木 弘蔵	岡山県スポーツ推進委員協議会会長	
居原田 洋子	美作大学短期大学部教授	
上田 勝義	岡山県議会議員	
大原 あかね	岡山経済同友会文化・スポーツ委員会委員長	
坂本 文江	一般社団法人岡山県婦人協議会評議員	
泉水 弘美	岡山県障がい者スポーツ指導者協議会副会長	
田中 薫	岡山県高等学校体育連盟会長	
長尾 光城	兵庫大学教授	
那須 健二	岡山県小学校体育連盟会長	
松井 守	公益財団法人岡山県スポーツ協会専務理事	
三村 由香里	岡山大学副学長	副会長
三宅 厚自	総合型地域スポーツクラブ岡山協議会会長	
森 章博	岡山県中学校体育連盟会長	
山口 衛里	元オリンピック選手	
米谷 正造	川崎医療福祉大学教授	会長

任期：令和4(2022)年10月8日～令和6(2024)年10月7日

第2次岡山県スポーツ推進計画 策定の経過

令和4（2022）年	2月21日	岡山県スポーツ推進審議会 内容：令和4年度に次期計画の策定を行うことを報告	
	5月26日	岡山県環境文化保健福祉委員会（議会） 内容：第2次計画の策定を行うことを報告	
	5月27日	岡山県防災・環境対策・スポーツ振興特別委員会（議会） 内容：第2次計画の策定を行うことを報告	
	7月7日	岡山県スポーツ推進審議会 内容：審議会に対し、第2次計画の策定を諮問 骨子案を審議	
	11月2日	岡山県スポーツ推進審議会 内容：素案を審議	
	11月18日	岡山県環境文化保健福祉委員会（議会） 岡山県文教委員会（議会） 内容：素案及びパブリック・コメント開始の報告	
	11月18日	素案に係るパブリック・コメント開始（同年12月17日まで）	
	11月22日	岡山県防災・環境対策・スポーツ振興特別委員会（議会） 内容：素案及びパブリック・コメント開始の報告	
	令和5（2023）年	1月25日	岡山県環境文化保健福祉委員会（議会） 岡山県文教委員会（議会） 内容：素案に係るパブリック・コメントの結果及び案の報告
		1月26日	岡山県防災・環境対策・スポーツ振興特別委員会（議会） 内容：素案に係るパブリック・コメントの結果及び案の報告 ※パブリック・コメント：3件
2月10日		岡山県スポーツ推進審議会 内容：最終案を審議し、最終案を答申案とすることで全会一致	
2月10日		岡山県スポーツ推進審議会から答申	

第3期スポーツ基本計画（概要）

【第2期計画期間中の総括】

- ① **新型コロナウイルス感染症：**
 - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② **東京オリンピック・パラリンピック競技大会：**
 - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催
- ③ **その他社会状況の変化：**
 - ▶ 人口減少・高齢化の進行
 - ▶ 地域間格差の広がり
 - ▶ DXなど急速な技術革新
 - ▶ ライフスタイルの変化
 - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『**スポーツそのものが有する価値**』（Well-being）
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『**スポーツが社会活性化等に寄与する価値**』

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

<p>持続可能な国際競技力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・NFの強化戦略プランの実効性を支援 ・アスリート育成/バスウェイを構築 ・スポーツ医・科学、情報等による支援を充実 ・地域の競技力向上を支える体制を構築 	<p>共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による共生社会への理解、関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進 ○ オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進 	<p>スポーツを通じた国際交流・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）
<p>大規模大会の運営ノウハウの継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用 	<p>地方創生・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着 ○ 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進 	<p>スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・誹謗中傷や性的ハラスメントの防止 ・熱中症対策の徹底など安全・安心の確保 ・暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

<p>スポーツを「つくる/はぐくむ」</p> <p>社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出 ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成 ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進 	<p>スポーツで「あつまり、ともに、つながる」</p> <p>様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現 ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化 ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信 	<p>スポーツに「誰もがアクセスできる」</p> <p>性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供 ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化 ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保
---	---	---

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

- | | | |
|---|--|---|
| <p>① 多様な主体におけるスポーツの機会創出</p> <p>地域や学校における子供、若者のスポーツ機会の実実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等</p> | <p>② スポーツ界におけるDXの推進</p> <p>先端技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等</p> | <p>③ 国際競技力の向上</p> <p>中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JSPQ・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 等</p> |
| <p>④ スポーツの国際交流・協力</p> <p>国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの検討 等</p> | <p>⑤ スポーツによる健康増進</p> <p>健康増進に資するスポーツに関する研究の充実、調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業、保険者との連携強化 等</p> | <p>⑥ スポーツの成長産業化</p> <p>スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等</p> |
| <p>⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり</p> <p>武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での応用化 等</p> | <p>⑧ スポーツを通じた共生社会の実現</p> <p>障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等</p> | <p>⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化</p> <p>ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援 等</p> |
| <p>⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材</p> <p>民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域スポーツコミュニケーションなど地域連携組織の活用、全NFでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援 等</p> | <p>⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保</p> <p>暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等</p> | <p>⑫ スポーツ・インテグリティの確保</p> <p>スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の整備等推進、教育研修や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開 等</p> |

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

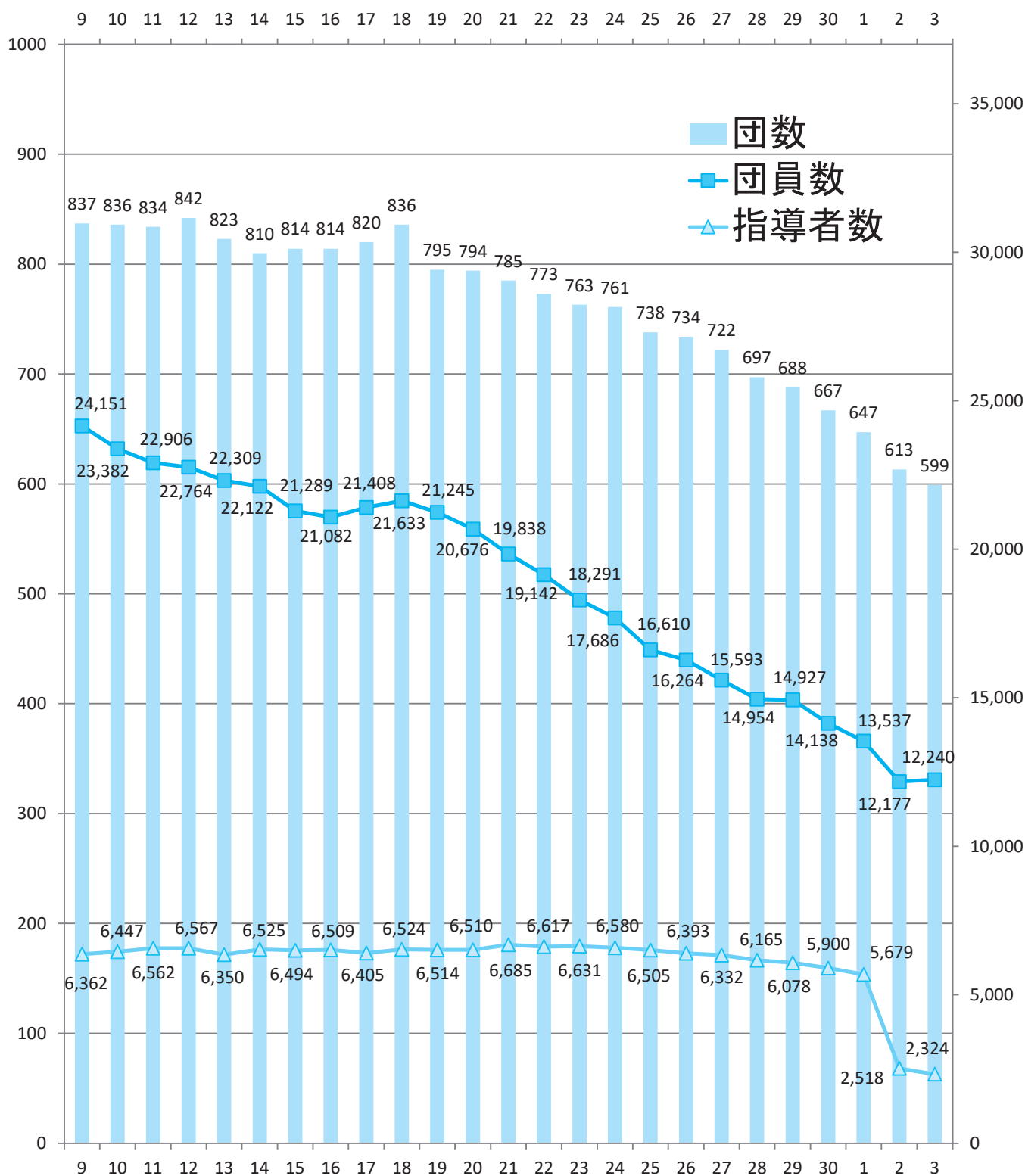
<p>🔍 国民のスポーツ実施率を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を7.0%（障害者は4.0%） ✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を1.0%に近づける（障害者は7.0%を目指す） 	<p>🔍 生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加</p> <p>（児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%）</p> <p>🔍 子供の体力の向上</p> <p>（新体力テストの総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%）</p>	<p>🔍 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発 ✓ スポーツ団体の女性理事の割合を40%
<p>🔍 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現</p>	<p>🔍 スポーツを通じて活力ある社会を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ スポーツ市場規模15兆円の達成（2025年まで） ✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40% 	<p>🔍 スポーツを通じて世界とつながる</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への裨益を目標に事業を推進 ✓ 国際競技連盟（IF）等役員数37人規模の維持・拡大

岡山県スポーツ推進計画の推移

区分	当初（H25年度～H29年度）	改訂版（H30年度～R4年度）	第2次（R5年度～R9年度）
目標	「スポーツ立県おかやま」の実現	「スポーツ立県おかやま」の実現	「スポーツ立県おかやま」の発展
スローガン	スポーツによる人づくり、健康づくり、地域づくり	「する」「みる」「ささえる」すべての県民がスポーツで笑顔輝く生き生き岡山	誰もがともに「する」「みる」「ささえる」スポーツで明るい笑顔の生き生き岡山
具 体 的 施 策 の 向 性	<p>【基本施策Ⅰ】 ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進 ～県民の豊かなスポーツライフの構築～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの運動・スポーツ活動の推進 2 成年期の運動・スポーツ活動の推進 3 障害のある人の運動・スポーツ活動の推進 <p>【基本施策Ⅱ】 競技スポーツの推進 ～未来へ羽ばたくアスリートの育成・支援～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アスリートの強化体制 2 次世代指導者の育成・養成 3 障害者アスリートの競技力の向上 4 スポーツ人材のキャリア教育と好循環 5 躍動する競技スポーツの魅力発信 <p>【基本施策Ⅲ】 学校等における体育・スポーツ活動の充実 ～運動好きな子どもの育成と体力向上の取組の推進～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教科体育の充実 2 子どもの体力向上の推進 3 運動部活動の充実 4 運動習慣・食育等情報提供の促進 5 学校体育関係団体の活動支援 <p>【基本施策Ⅳ】 スポーツ環境の整備 ～気軽にスポーツに親むることができる機会の創出～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合型地域スポーツクラブの活性化等 2 地域でスポーツを支える人材の養成等 3 スポーツの表彰制度 4 スポーツ施設の機能の充実と活用の促進 5 学校体育施設の開放の促進 <p>【基本施策Ⅴ】 スポーツを通じた地域の活性化 ～元気あふれる地域の創出～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 トップクラブチームによるおかやまの元気・感動の創出 2 大規模なスポーツ大会の開催等によるスポーツ交流 3 スポーツツーリズムによる地域活性化 	<p>【基本施策Ⅰ】 ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進 ～生涯スポーツの推進（幼児期から高齢期までライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進）～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼児期からの運動・スポーツ活動の基盤づくりの推進 2 青少年期の運動・スポーツ活動の推進 3 成年期から高齢者までライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進 4 学校における体育・スポーツ活動の充実 5 障害のある人の運動・スポーツ活動の推進 6 地域と連携した運動・スポーツ活動の推進 <p>【基本施策Ⅱ】 アスリートの育成と持続可能な指導・支援システムの構築 ～競技スポーツの推進（チーム岡山競技力の向上）～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アスリートの育成・強化 2 次世代アスリートの発掘・育成 3 持続可能な一貫指導・支援システムの構築 4 障害者アスリートの育成と支援体制の構築 5 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上 <p>【基本施策Ⅲ】 スポーツを通じた活力があり絆の強い地域社会の実現 ～スポーツ参加人口の拡大と地域の活性化～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ参加人口の拡大 2 スポーツを通じた地域活性化 3 東京オリンピック・パラリンピック等の開催を契機とした地域活性化 4 トップクラブチームを核とした地域活性化 <p>【基本施策Ⅳ】 スポーツ環境の整備 ～スポーツの基盤となる「人」「場」の環境整備～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指導者・ボランティアなど多様な人材の育成、活躍の場 2 スポーツ施設の機能の充実と活用の促進 3 情報発信と表彰制度 	<p>【基本施策Ⅰ】 多様な主体におけるライフステージに応じた運動・スポーツ活動の機会創出 ～多様な主体が参画できる生涯スポーツの推進によるスポーツ人口の拡大と生きがい・元気づくりの創出～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・若者の運動・スポーツ活動の推進 2 働く世代・子育て世代、高齢者の運動・スポーツ活動の推進 3 学校における体育・スポーツ活動の充実 4 障害のある人の運動・スポーツ活動の推進 <p>【基本施策Ⅱ】 アスリートの育成と持続可能な指導・支援システムの構築 ～競技スポーツの推進によるチーム岡山競技力の向上～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アスリートの育成・強化 2 アスリート育成パスウェイの構築 3 指導者の育成・資質向上 4 障害者アスリートの育成と支援体制の構築 5 アスリートの安全・安心の確保 <p>【基本施策Ⅲ】 スポーツを通じたともに生き豊かさが実感できる地域の創造 ～東京オリンピック・パラリンピック「スポーツ・レガシー」の継承及び共生社会の実現と地域の活性化～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域と連携した運動・スポーツ活動の推進による共生社会の実現 2 大規模スポーツイベント、合宿等を通じた地域活性化 3 トップクラブチームを核とした地域活性化 4 第79回国民スポーツ大会冬季大会の開催 <p>【基本施策Ⅳ】 スポーツ環境の整備 ～「ハード」「ソフト」「人材」の充実～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指導者・ボランティアなど多様な人材の育成、活躍の場の創出 2 スポーツ施設の機能の充実と活用の促進 3 スポーツ界におけるDXの推進 4 誰もがスポーツに気軽に親しめる情報発信

岡山県スポーツ少年団 年度別登録状況

(平成9(1997)年度～令和3(2021)年度)



※ 令和2年度に指導者制度及び登録規定の改定・施行

第1章 計画の概要

第2章 スポーツの現状

第3章 岡山県が目指す姿

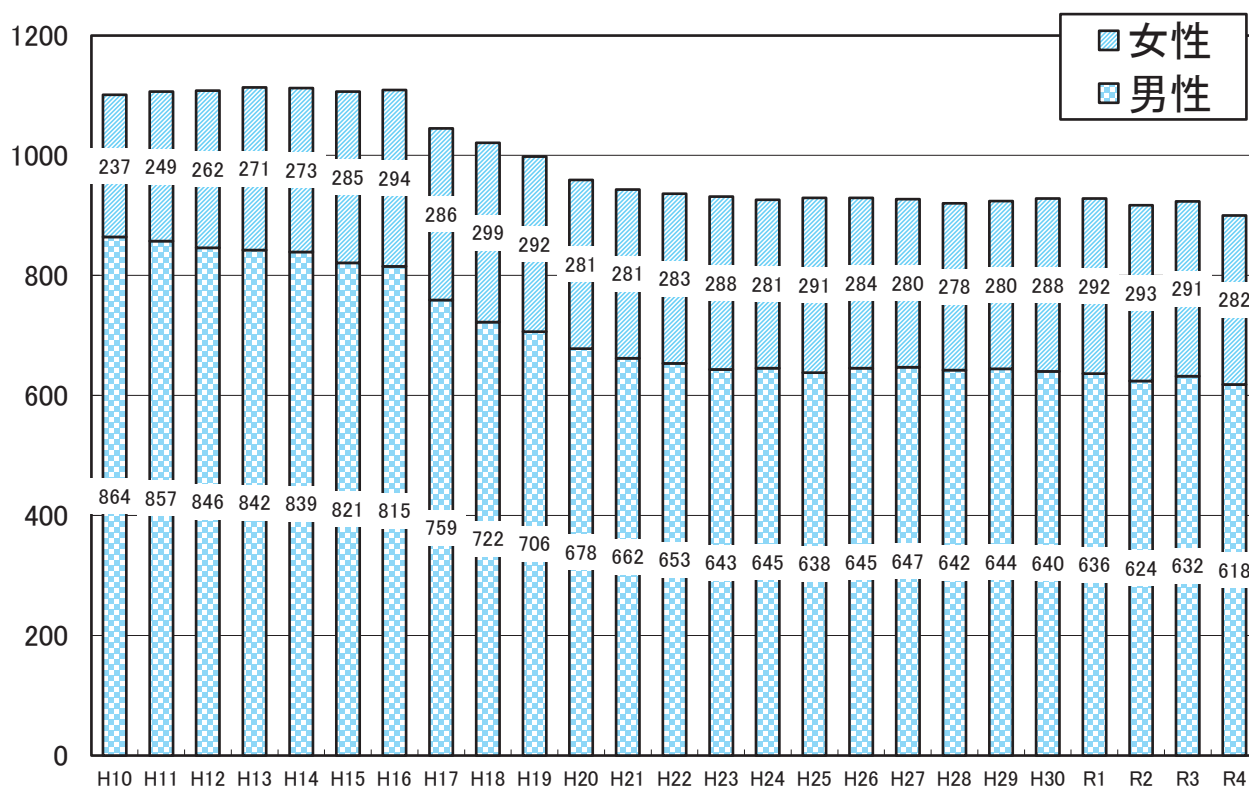
第4章 基本施策

第5章 計画の進め方

資料編

岡山県スポーツ推進委員 年度別状況

(平成10(1998)年度～令和4(2022)年度)



令和4年度新体力テスト（悉皆）の調査結果について

1 体力合計点と種目ごとの平均値（県内公立学校）

※ 体力合計点：8 種目の成績を 1 点から 10 点に得点化した合計点

※ 政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施について、財源や人事、組織に関する権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた目標や指標を設定し、独自の教育施策を推進している。

本調査では、県民の皆様に、岡山県全体の状況をお知らせするため、岡山市における結果も含んだ数値を公表している。

①小学校

	学年	年度	実施人数 (人)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (回)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ボール投げ (m)	体力合計点 (点)
男子	1年	R4	7,406	8.50	10.52	24.95	26.23	16.65	11.85	112.97	7.49	28.24
		R3	7,838	8.45	10.83	24.61	26.79	17.65	11.80	113.18	7.54	28.76
	2年	R4	7,542	10.07	13.30	26.80	30.39	25.32	10.91	126.78	10.69	35.41
		R3	7,851	10.07	13.37	26.35	30.20	25.60	10.89	126.28	10.67	35.69
	3年	R4	7,624	11.72	15.33	28.29	33.31	32.40	10.33	135.83	13.93	40.83
		R3	8,032	11.76	15.28	28.10	33.56	32.19	10.27	135.51	13.73	41.35
	4年	R4	7,996	13.54	16.96	30.42	37.26	38.84	9.85	143.70	16.98	46.67
		R3	8,190	13.61	17.22	29.80	37.58	40.51	9.90	145.30	17.37	47.06
	5年	R4	7,850	15.60	19.06	32.64	41.20	46.11	9.41	152.93	20.38	51.97
		R3	8,260	15.65	18.93	31.97	41.41	47.25	9.37	154.20	20.51	52.42
	6年	R4	7,780	18.61	21.06	35.32	44.93	53.72	9.05	164.74	23.70	58.03
		R3	8,201	18.58	20.78	34.56	44.87	54.33	8.99	164.74	23.94	58.17
女子	1年	R4	6,980	8.12	10.45	27.26	25.73	14.41	12.13	106.07	5.37	28.81
		R3	7,395	8.06	10.59	26.79	26.05	15.28	12.11	105.99	5.32	29.00
	2年	R4	7,143	9.58	12.77	29.44	29.38	20.35	11.24	118.62	7.12	36.04
		R3	7,419	9.63	12.91	28.78	29.27	20.85	11.18	118.16	7.16	36.12
	3年	R4	7,211	11.15	14.71	31.06	32.14	25.06	10.63	127.69	9.10	41.93
		R3	7,578	11.13	14.73	30.93	32.16	25.03	10.61	127.88	9.07	41.89
	4年	R4	7,284	13.01	16.33	33.68	35.75	30.31	10.13	136.77	11.19	47.93
		R3	7,582	13.09	16.44	32.98	35.92	31.69	10.06	137.65	11.13	48.28
	5年	R4	7,223	15.50	17.96	36.49	39.56	36.90	9.63	145.93	13.30	54.11
		R3	7,896	15.52	18.00	36.09	39.64	37.53	9.61	147.38	13.47	54.43
	6年	R4	7,447	18.36	19.35	40.07	42.38	41.28	9.32	154.69	15.29	59.48
		R3	7,695	18.47	19.22	39.22	42.32	42.30	9.27	154.88	15.41	59.64

②中学校

	学年	年度	実施人数 (人)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (回)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ボール投げ (m)	体力合計点 (点)
男子	1年	R4	7,753	23.77	22.24	40.16	48.30	60.05	8.55	181.46	17.64	32.15
		R3	7,984	23.49	22.70	39.34	48.53	63.54	8.52	181.91	17.59	33.08
	2年	R4	7,779	29.10	25.02	43.74	51.60	76.02	8.01	198.18	20.70	40.06
		R3	8,176	29.30	25.98	43.97	52.51	79.21	7.93	199.90	20.86	41.62
	3年	R4	8,055	34.01	27.55	47.82	54.57	83.64	7.57	212.31	23.26	46.75
		R3	8,094	34.24	28.06	48.15	55.02	85.95	7.57	213.61	23.33	48.67
女子	1年	R4	7,392	21.44	19.06	43.77	44.29	42.91	9.12	163.02	11.27	41.15
		R3	7,562	21.58	19.55	43.39	44.81	45.30	9.08	164.34	11.30	42.45
	2年	R4	7,271	23.49	20.85	46.38	46.07	49.42	8.88	168.76	12.56	46.12
		R3	7,409	23.80	22.18	47.64	47.01	52.88	8.84	170.51	13.09	48.61
	3年	R4	7,242	24.81	22.33	49.63	47.21	50.48	8.81	170.43	13.73	49.36
		R3	7,395	25.34	23.27	50.30	47.88	54.08	8.71	174.35	13.97	51.51

③高等学校

i) 全日制

	学年	年度	実施人数 (人)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (回)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ボール投げ (m)	体力合計点 (点)
男子	1年	R4	5,269	36.58	28.27	49.85	55.86	82.41	7.45	221.29	24.51	47.52
		R3	5,591	36.65	28.47	49.33	55.63	83.59	7.44	219.00	24.86	50.95
	2年	R4	5,204	38.72	30.25	51.68	57.67	88.29	7.27	226.62	26.32	50.90
		R3	5,560	38.54	30.00	51.30	56.86	89.21	7.24	223.65	26.27	54.53
	3年	R4	5,289	40.03	30.89	52.22	58.11	87.52	7.19	228.43	26.97	52.11
		R3	5,588	40.33	31.10	52.60	57.83	89.21	7.16	227.81	27.51	56.87
女子	1年	R4	5,168	24.98	22.43	50.41	47.57	47.43	8.85	173.21	14.21	49.13
		R3	5,189	25.37	22.97	50.46	47.57	48.33	8.83	175.22	14.48	51.73
	2年	R4	4,961	25.89	23.72	51.98	48.43	48.45	8.83	174.61	14.86	50.92
		R3	5,248	25.85	24.09	51.85	48.21	50.67	8.77	173.61	15.06	53.73
	3年	R4	4,991	26.29	28.02	52.87	48.80	48.57	8.86	174.90	15.24	51.94
		R3	5,497	26.14	24.32	52.15	48.18	49.41	8.83	173.05	15.09	53.65

ii) 定時制

	学年	年度	実施人数 (人)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (回)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ボール投げ (m)	体力合計点 (点)	
男子	1年	R4	264	35.65	24.25	43.60	48.68	59.29	8.03	200.97	21.98	40.61	
		R3	160	34.81	22.97	42.25	48.66	57.47	7.90	206.45	21.74	39.78	
	2年	R4	229	36.99	26.20	45.30	51.03	66.96	7.65	210.45	24.19	45.16	
		R3	163	36.50	22.96	43.08	47.86	60.64	7.89	208.01	21.68	40.02	
	3年	R4	242	38.74	26.15	45.67	51.17	64.35	7.70	214.59	24.28	45.93	
		R3	149	37.88	23.68	42.44	48.82	60.13	7.78	209.17	21.72	42.44	
	4年	R4	46	39.12	21.96	42.12	47.96	49.32	7.99	203.59	19.79	36.29	
		R3	38	37.78	23.55	41.54	46.86	55.55	7.67	193.38	20.57	40.49	
	女子	1年	R4	199	23.53	21.40	45.02	40.98	31.68	9.45	159.54	12.55	41.15
			R3	165	23.52	17.19	44.66	41.98	32.15	9.49	155.84	11.82	40.34
		2年	R4	167	24.93	18.16	46.45	41.15	33.16	9.60	155.09	12.63	40.33
			R3	166	23.99	17.23	43.45	40.82	32.05	9.68	156.34	11.93	37.58
3年		R4	187	24.52	18.01	44.73	40.29	32.02	9.76	155.90	12.85	40.55	
		R3	155	23.48	17.74	42.56	41.05	27.80	9.97	149.53	11.89	36.84	
4年		R4	28	25.54	16.11	42.42	39.60	20.92	9.95	142.00	10.59	30.73	
		R3	33	24.25	17.11	42.78	41.84	26.00	9.71	146.44	10.97	30.68	

2 段階別取得割合

①小学校

	学年	年度	A	B	C	D	E
男子	1年	R4	6.8%	20.9%	33.2%	22.9%	16.2%
		R3	7.8%	22.0%	33.4%	22.4%	14.6%
	2年	R4	7.5%	19.2%	35.9%	25.8%	11.6%
		R3	7.5%	19.1%	35.1%	27.6%	10.8%
	3年	R4	9.1%	21.8%	33.4%	24.3%	11.5%
		R3	9.3%	22.7%	31.9%	24.5%	11.6%
	4年	R4	10.1%	21.1%	29.3%	23.8%	15.7%
		R3	11.2%	22.0%	29.6%	23.0%	14.3%
	5年	R4	11.3%	21.2%	31.9%	22.3%	13.2%
		R3	11.6%	21.3%	31.5%	23.7%	12.0%
	6年	R4	12.5%	25.3%	29.6%	21.8%	10.7%
		R3	12.3%	25.1%	29.5%	22.9%	10.3%
女子	1年	R4	7.0%	22.0%	34.7%	22.7%	13.6%
		R3	8.0%	21.4%	35.5%	21.9%	13.3%
	2年	R4	7.0%	19.8%	37.8%	25.8%	9.6%
		R3	8.1%	19.3%	37.1%	26.2%	9.4%
	3年	R4	9.3%	23.3%	34.5%	23.2%	9.8%
		R3	9.6%	23.2%	33.7%	23.8%	9.9%
	4年	R4	11.4%	23.0%	31.4%	23.1%	11.1%
		R3	12.7%	23.4%	30.8%	22.4%	10.9%
	5年	R4	13.8%	23.0%	32.9%	21.7%	8.5%
		R3	14.5%	23.7%	32.4%	21.5%	8.0%
	6年	R4	12.6%	27.4%	30.5%	22.5%	7.0%
		R3	13.5%	26.8%	31.8%	21.0%	7.0%

②中学校

	学年	年度	A	B	C	D	E
男子	1年	R4	5.0%	18.4%	32.3%	31.8%	12.5%
		R3	4.3%	19.0%	32.5%	31.4%	12.7%
	2年	R4	10.6%	22.6%	33.8%	22.8%	10.2%
		R3	10.2%	23.7%	33.6%	23.4%	9.2%
	3年	R4	20.6%	24.9%	29.1%	17.4%	8.0%
		R3	21.8%	24.7%	28.8%	17.1%	7.5%
女子	1年	R4	25.6%	30.6%	26.8%	13.9%	3.0%
		R3	25.5%	31.5%	27.1%	13.1%	2.8%
	2年	R4	26.5%	27.5%	27.2%	14.5%	4.2%
		R3	30.8%	27.6%	25.6%	12.1%	3.9%
	3年	R4	30.3%	22.7%	25.2%	16.1%	5.7%
		R3	32.6%	24.2%	24.2%	14.1%	5.0%

③高等学校

i) 全日制

	学年	年度	A	B	C	D	E
男子	1年	R4	22.2%	27.3%	32.1%	14.5%	3.9%
		R3	22.6%	27.5%	32.2%	13.5%	4.2%
	2年	R4	30.2%	30.0%	26.4%	11.3%	2.2%
		R3	29.7%	29.5%	26.3%	11.7%	2.8%
	3年	R4	29.4%	32.3%	24.9%	11.1%	2.4%
		R3	32.0%	32.0%	23.0%	10.9%	2.2%
女子	1年	R4	23.6%	26.3%	32.0%	14.5%	3.6%
		R3	25.7%	26.6%	30.6%	13.7%	3.3%
	2年	R4	24.6%	28.7%	30.1%	14.1%	2.6%
		R3	27.5%	28.2%	27.6%	13.5%	3.1%
	3年	R4	23.8%	29.9%	29.4%	14.2%	2.7%
		R3	22.5%	29.9%	28.8%	15.6%	3.3%

ii) 定時制

	学年	年度	A	B	C	D	E
男子	1年	R4	9.2%	11.6%	26.4%	30.4%	22.4%
		R3	1.4%	12.7%	34.5%	31.0%	20.4%
	2年	R4	12.6%	14.0%	32.1%	28.8%	12.6%
		R3	4.5%	14.2%	24.6%	34.3%	22.4%
	3年	R4	11.0%	17.9%	29.8%	31.2%	10.1%
		R3	2.9%	10.3%	35.3%	39.7%	11.8%
	4年	R4	0.0%	7.3%	22.0%	39.0%	31.7%
		R3	3.2%	19.4%	16.1%	41.9%	19.4%
女子	1年	R4	9.4%	12.3%	29.2%	26.9%	22.2%
		R3	7.3%	12.0%	31.3%	26.7%	22.7%
	2年	R4	3.9%	16.3%	27.5%	30.7%	21.6%
		R3	3.7%	6.7%	26.7%	41.5%	21.5%
	3年	R4	5.0%	13.8%	22.6%	36.5%	22.0%
		R3	2.2%	7.4%	22.1%	37.5%	30.9%
	4年	R4	0.0%	9.1%	13.6%	45.5%	31.8%
		R3	0.0%	8.0%	24.0%	24.0%	44.0%

第4期岡山県障害者計画策定に係るアンケート調査結果（抜粋）

（岡山県保健福祉部障害福祉課 令和2年度実施）

※運動・スポーツに関する設問を抜粋しています。

【調査概要】

1 調査の目的

この調査は、第4期岡山県障害者計画の策定にあたり、障害のある人を対象に生活実態や支援ニーズ等を調査分析し、必要な施策及び数値目標を定める際の基礎資料とすることを目的として実施する。

2 調査設計

(1) 調査地域 : 岡山県全域

調査種別	調査数	回収数	回収率
①身体障害のある方	1,230	865	70.3%
②知的障害のある方	410	312	76.1%
③精神障害のある方（在宅者）	260	137	52.7%
④精神障害のある方（入院患者）	100	39	39.0%
⑤発達障害のある方	100	67	67.0%
計	2,100	1,420	67.6%

(3) 調査方法 : 郵送配布一郵送回収

(4) 調査期間 : 令和2年6～7月

3 報告書を見る際の注意点

(1) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。そのために、百分率の合計が100%にならないことがある。

(2) 質問文の中に、複数回答が可能な質問があるが、その場合、回答の合計は調査数を上回ることがある。

(3) 図中の選択肢表記は、場合によっては語句を短縮・簡略化している場合がある。

(4) クロス集計は、全体の回答数が100件以上の設問について行った。

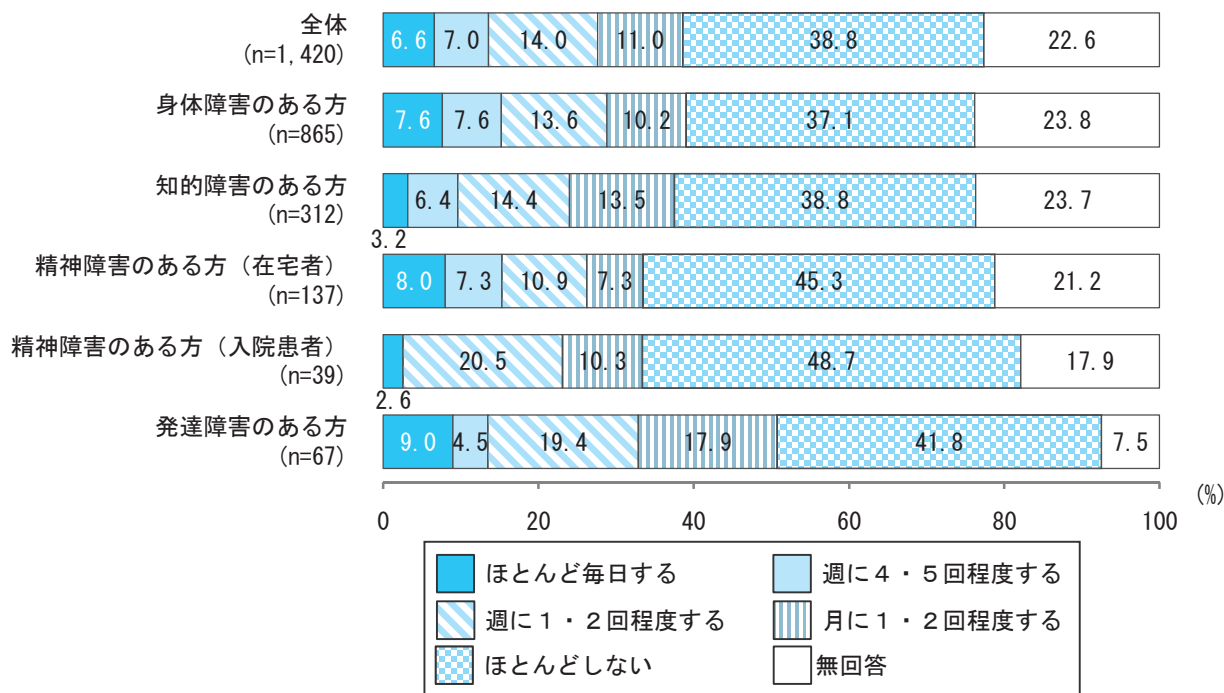
6 運動・スポーツや芸術文化活動

(1)①運動・スポーツの頻度

問 37 あなたは、運動・スポーツや芸術文化活動（絵画・音楽・演劇・短歌など）をどのくらい行いますか。

（「運動・スポーツ」「芸術文化活動」それぞれについて、もっともあてはまる番号に○）

①運動・スポーツ



運動・スポーツの活動頻度は、全体では「ほとんどしない」が38.8%と最も高く、次いで「週に1・2回程度する」(14.0%)、「月に1・2回程度する」(11.0%)などの順となっている。

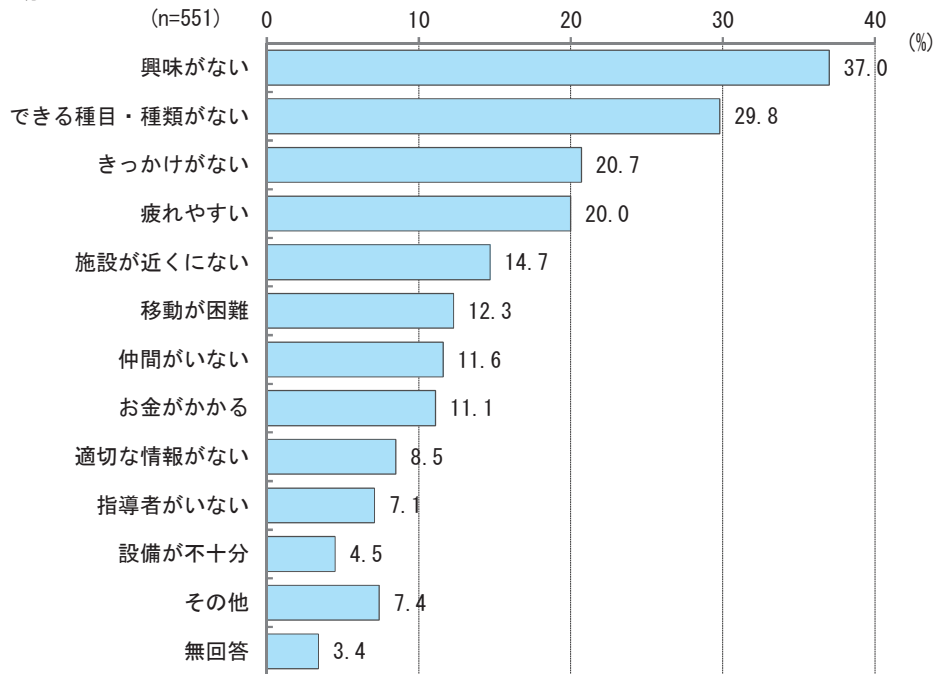
障害種別にみると、精神障害のある方(入院患者)は「ほとんどしない」が5割に近くなっている。

(2)①運動・スポーツをしない理由

問 38 【問 37で「5. ほとんどしない」を選択した方にお聞きます。】

あなたが、運動・スポーツや芸術文化活動をしない理由は何ですか。（「運動・スポーツ」「芸術文化活動」それぞれについて、もっともあてはまる番号3つまでに○）

①運動・スポーツ



運動・スポーツをしない理由は、全体では「興味がない」が37.0%と最も高く、次いで「できる種目・種類がない」(29.8%)、「きっかけがない」(20.7%)などの順となっている。

障害種別にみると、知的障害のある方は「できる種目・種類がない」が最も高く、精神障害のある方(在宅者)は「疲れやすい」、身体障害のある方、精神障害のある方(入院患者)、発達障害のある方は「興味がない」が最も高くなっている。

		件数	が できる 種目・ 種類	施設 が 近く に ない	設 備 が 不 十 分	仲 間 が い な い	き つ か け が な い	適 切 な 情 報 が な い	指 導 者 が い な い	移 動 が 困 難	(%)	
全 体		551	29.8	14.7	4.5	11.6	20.7	8.5	7.1	12.3		
障害 種別	身体障害のある方	321	30.5	12.5	3.7	5.9	14.3	4.4	2.2	11.8		
	知的障害のある方	121	39.7	20.7	4.1	14.0	25.6	16.5	17.4	19.0		
	精神障害のある方(在宅者)	62	16.1	14.5	6.5	27.4	37.1	12.9	11.3	6.5		
	精神障害のある方(入院患者)	19	26.3	15.8	5.3	21.1	26.3	-	5.3	5.3		
	発達障害のある方	28	10.7	14.3	10.7	25.0	32.1	17.9	10.7	7.1		
			疲 れ や す い	お 金 が か か る	興 味 が な い	そ の 他	無 回 答					
全 体		20.0	11.1	37.0	7.4	3.4						
障害 種別	身体障害のある方	18.7	8.1	38.3	9.0	3.1						
	知的障害のある方	11.6	9.1	28.9	5.8	5.0						
	精神障害のある方(在宅者)	43.5	25.8	37.1	4.8	4.8						
	精神障害のある方(入院患者)	26.3	10.5	47.4	-	-						
	発達障害のある方	14.3	21.4	50.0	7.1	-						

全国障害者スポーツ大会の選手団に係る成績等

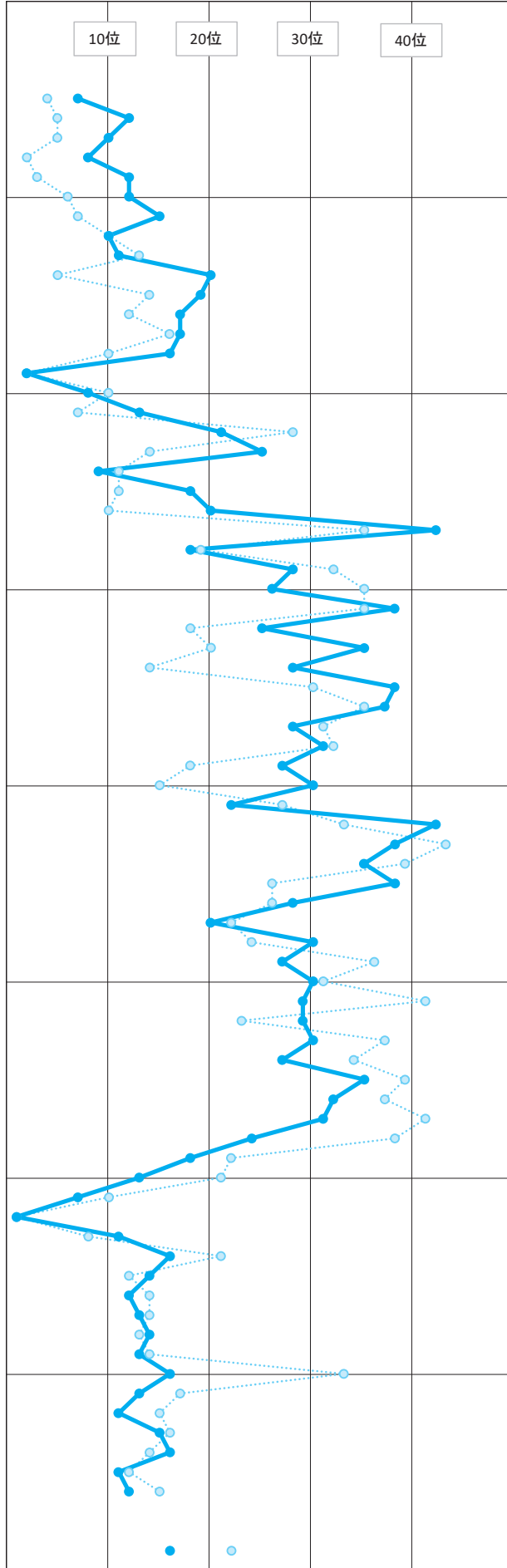
競技名	第18回(平成30年度)					第19回(令和元年度)					第20回(令和2年度)					第21回(令和3年度)					第22回(令和4年度)						
	岡山県選手団		岡山市選手団			岡山県選手団		岡山市選手団			岡山県選手団		岡山市選手団			岡山県選手団		岡山市選手団			岡山県選手団		岡山市選手団				
	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録			
個人競技	陸上競技(身体・知的)	12			8				12			8									12			8			
	水泳(身体・知的)	2			2				3			2										3			1		
	アーチェリー(身体)	1			0				0			0										0			0		
	卓球(身体・知的・精神)	2	34	3	16	1				3			3									31	1	20	0		
	フライングディスク(身体・知的)	6			3					6			3									4			3		
	ボウリング(知的)	2			1					2			1									2			1		
	小計	25			17					26			17									24			16		
団体競技	バスケットボール(知的)	6	4位(女子)				台風接近の影響により、開催中止				新型コロナウイルス感染症の影響により、令和5年度に特別大会として開催				新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止												
	車椅子バスケットボール(身体)	10	4位				11												7			4位					
	ソフトボール(知的)						15												15			優勝					
	グランドソフトボール(視覚)																										
	バレーボール(聴覚)																										
	バレーボール(知的)																										
	バレーボール(精神)	10	1回戦								12																
	サッカー(知的)																										
	フットベースボール(知的)																										
小計	26			0					26			12									22			0			
合計	51			17					52			29									46			16			

※バレーボール(精神)を除く団体競技は、県市合同チームで編成し、岡山県選手団として派遣

国民体育大会における岡山県の天皇杯・皇后杯成績の推移

回	年	開催地	総合成績	
			天皇杯	皇后杯
1	S21	京都他		
2	S22	石川		
3	S23	福岡	7	4
4	S24	東京他	12	5
5	S25	愛知	10	5
6	S26	広島	8	2
7	S27	東北3県	12	3
8	S28	四国4県	12	6
9	S29	北海道	15	7
10	S30	神奈川	10	10
11	S31	兵庫	11	13
12	S32	静岡	20	5
13	S33	富山	19	14
14	S34	東京	17	12
15	S35	熊本	17	16
16	S36	秋田	16	10
17	S37	岡山	2	2
18	S38	山口	8	10
19	S39	新潟	13	7
20	S40	岐阜	21	28
21	S41	大分	25	14
22	S42	埼玉	9	11
23	S43	福井	18	11
24	S44	長崎	20	10
25	S45	岩手	42	35
26	S46	和歌山	18	19
27	S47	鹿児島	28	32
28	S48	千葉	26	35
29	S49	茨城	38	35
30	S50	三重	25	18
31	S51	佐賀	35	20
32	S52	青森	28	14
33	S53	長野	38	30
34	S54	宮崎	37	35
35	S55	栃木	28	31
36	S56	滋賀	31	32
37	S57	島根	27	18
38	S58	群馬	30	15
39	S59	奈良	22	27
40	S60	鳥取	42	33
41	S61	山梨	38	43
42	S62	沖縄	35	39
43	S63	京都	38	26
44	H1	北海道	28	26
45	H2	福岡	20	22
46	H3	石川	30	24
47	H4	山形	27	36
48	H5	香川・徳島	30	31
49	H6	愛知	29	41
50	H7	福島	29	23
51	H8	広島	30	37
52	H9	大阪	27	34
53	H10	神奈川	35	39
54	H11	熊本	32	37
55	H12	富山	31	41
56	H13	宮城	24	38
57	H14	高知	18	22
58	H15	静岡	13	21
59	H16	埼玉	7	10
60	H17	岡山	1	1
61	H18	兵庫	11	8
62	H19	秋田	16	21
63	H20	大分	14	12
64	H21	新潟	12	14
65	H22	千葉	13	14
66	H23	山口	14	13
67	H24	岐阜	13	14
68	H25	東京	16	33
69	H26	長崎	13	17
70	H27	和歌山	11	15
71	H28	岩手	15	16
72	H29	愛媛	16	14
73	H30	福井	11	12
74	R1	茨木	12	15
75	R2	鹿児島	中止	
76	R3	三重	中止	
77	R4	栃木	16	23

●:天皇杯 ○:皇后杯



開催地	獲得都道府県	
	天皇杯	皇后杯
京都他	—	—
石川	—	—
福岡	東京	京都
東京他	東京	東京
愛知	東京	東京
広島	東京	東京
東北3県	東京	東京
四国4県	東京	東京
北海道	東京	東京
神奈川	東京	東京
兵庫	東京	東京
静岡	☆	東京
富山	東京	東京
東京	東京	東京
熊本	東京	東京
秋田	東京	東京
岡山	東京	東京
山口	東京	東京
新潟	☆	☆
岐阜	☆	☆
大分	☆	東京
埼玉	☆	☆
福井	☆	東京
長崎	☆	☆
岩手	☆	大阪
和歌山	☆	大阪
鹿児島	☆	☆
千葉	☆	東京
茨城	☆	☆
三重	☆	☆
佐賀	☆	東京
青森	☆	東京
長野	☆	☆
宮崎	☆	☆
栃木	☆	☆
滋賀	☆	☆
島根	☆	☆
群馬	☆	☆
奈良	☆	☆
鳥取	☆	☆
山梨	☆	☆
沖縄	☆	☆
京都	☆	☆
北海道	☆	☆
福岡	☆	☆
石川	☆	☆
山形	☆	☆
香川・徳島	☆	☆
愛知	☆	☆
福島	☆	☆
広島	☆	☆
大阪	☆	☆
神奈川	☆	☆
熊本	☆	☆
富山	☆	☆
宮城	☆	☆
高知	東京	東京
静岡	☆	☆
埼玉	☆	☆
岡山	☆	☆
兵庫	☆	☆
秋田	☆	☆
大分	☆	☆
新潟	☆	☆
千葉	☆	☆
山口	☆	☆
岐阜	☆	☆
東京	☆	☆
長崎	☆	東京
和歌山	☆	東京
岩手	東京	東京
愛媛	東京	東京
福井	☆	☆
茨木	☆	☆
鹿児島	中止	
三重	中止	
栃木	東京	東京

☆:開催地

第1章 計画の概要

第2章 スポーツの現状

第3章 岡山県が目指す姿

第4章 基本施策

第5章 計画の進め方

資料編

第2次岡山県スポーツ推進計画

令和5(2023)年3月発行

岡山県 環境文化部 スポーツ振興課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6
TEL.086-226-7440 FAX.086-225-0260

URL <https://www.pref.okayama.jp/>

岡山県トップページ > 組織でさがす > 環境文化部 > スポーツ振興課